

第十回国 参議院地方行政・法務連合委員会會議録第三号

昭和二十六年五月二十一日(月曜日)午後一時四十六分開始

本日の會議に付した事件

○警察法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(岡本愛祐君) これより地方行政・法務連合委員会を開会いたします。

警察法の一部を改正する法律案の予備審査を行います。質疑を願います。

○鬼丸義齊君 私は法務総裁に警察法の一部を改正する法律案につきまして、疑義を若干質して見たいと思ひます。警察法が実施されて以来、従来の日本の警察の運営と著しい違いが出て参りましたので、いろいろの方面に対して欠陥があるのでは、これを速かに改正しなければならぬのであるという事は、朝野ひとしく言うておるところであります。今一回いよくその警察法の改正を政府のほうで以て計畫されたようであります。只今の提案されてきた警察法改正に對しまして、政府としては先ず今日の段階においては、及び今後の日本の治安上におきまして、万全なりとお考えになつておられ、更に又この改正がただ一時的の改正であるか、或いは将来ともまだこの点について續いて改正に対するお考えを持つておられるのであるか、この点を伺つて置きたい。

○國務大臣(大橋武夫君) 鬼丸委員にお答え申し上げます。従来警察法は新しくできまして、約三年の経験を経て

参つたのでございするが、これに對しまして国民諸君の間におきまして、警察制度の欠陥を何とか是正することが必要ではないか、こういうふうな一般的な感じを持つておられるという事は、これは只今鬼丸委員のお述べになりました通りと存するのであります。私といたしましては、この警察制度といふものについて、国民一般が改善を要する、こう考えておりますので、いろいろの問題を各種の方面から検討をいたした結果、これは二つの面があるという事を考えた次第であります。その一つは、警察制度の改革といふものが、何分にも短期間に、而も非常に大規模な改革が行われました結果、警察の關係者におきましても、十分に新警察制度の精神を理解して、そうしてこれを完全に運用するだけの準備が未だ十分でない、漸次運用の経験を重ねるに従ひまして、改善せられることと存するのであります。他の面におきましては、警察法に對して若干の法制上の改正を加えなければ、その欠陥は補ひ得ない、こうすれば、二つの面がある、こういうふうな考え次第でございます。そこでこれを今日改正いたすに當りまして、かような二つの面からの欠陥があるという事を前提に置いて考えます。というのと、單なる法律の改正だけですべての欠陥の是正という問題を処理すべきではないのであります。改正しなければ、どうしてもいけないという部分はない、これは改正をいたさなければなりません、それと並行いたしました、

警察法の運用について今後とも工夫改善を加えまして、そうしてその面からも改善の実を挙げて行く、両々相待つて警察制度としての改善をいたして行きたい、こういうふうな考えた次第でございます。従ひまして今回の改正案は、かような見地におきまして、現在の段階において必要といたします改正の措置をとりたいという趣旨でいたしたものであります。それでありまして、今回の改正をすれば、これによつて現在の警察が完全無欠になるといふふうには考えておりません。即ち今回の改正をいたしても、やはり運用上の工夫或いは経験、こういったものにつきましては、引續き警察の關係者において十分に研究を続け、経験を積んで行つて、そうして法制としての欠陥でなく、運用上の欠陥として存在いたしております部分は、今後においても並行的にこれを改善するよう努力を続けて行くのである。即ち法制上の改正と運用上の工夫と相待つて、初めて所期の改善の効果を挙げ得る、こういうふうな考えをおるわけであります。而してこの法制の面におきまます改正をいたしましては、先ず私は現在の段階におきましては、この程度の改正をいたしたならば、只今申上げました、他面運用上の工夫と相待ちまして、今日の治安上において必要とされることに適応するよう、そういう警察を作り上げて行くことができるのではないかと、又そういうふうな努力をしなければならぬ、その努力が相伴いますならば、必ず今回の改正

を以ちまして、警察の改善について相當な効果を挙げ得ると、こういう確信の下に提案をいたした次第でございます。

○鬼丸義齊君 先ず第一に私は伺いたしたいと思いますことは、国内治安の最高の責任者となられる人は、警察法を通じて、誰であるかということをおのり際明確にして頂きたい。なお大橋法務総裁が警察に関する事務を管掌しておられると承わつておられますが、それは一体どの根拠に基くものであるかという事、この際伺つて置きたいと思ひます。

○國務大臣(大橋武夫君) 警察法運用の責任におきまますものは、警察行政の管理の面におきましては国家公安委員会、それから運営管理の面におきましては、都道府県公安委員会が国家地方警察の責任の機關であります。又自治体警察につきましましては、各自治体の公安委員会といふものが機關であります。この国家地方警察の運営或いは行政管理に當つておきます国家公安委員会又は都道府県公安委員会というものが、それぞれ内閣総理大臣及び都道府県知事が議会の承認を経て任命をいたす、そして内閣総理大臣の所轄の機關ということに規定をいたしてありますから、自然警察に關する最高の責任者といふものは内閣総理大臣と換言すべきものであると存するものであります。それから私が國務大臣といたしまして警察に關係していると言われておりますが、それは如何なる法律上の根拠にあるかという次第であります。只今申述べました通り、国家公安委員会は内閣総理大臣の所轄に屬する機關でございます。而してこれが所轄事務に關しまして、法律或いは命令といふものを出します際にございまして、これは内閣或いは内閣総理大臣によらなければならぬ、又警察に必要な予算を國として定めます場合にございまして、即ち閣議においてこれを決定するということに相成るわけでありまして、従ひまして、国家公安委員会は内閣に屬するものではございせんが、併し国家公安委員会の所掌事務であつて、閣議の決定を要する事務は少くないのでございまして、これにつきましては、当然所轄大臣たる内閣総理大臣がその提案をいたす、又それについての説明をいたすという立場にある次第でございます。が、御承知の通り総理府には所掌の事項が多々ございするもので、便宜国家公安委員会より閣議に對するいろいろの仕事を代表して、閣議におきまして説明をし或いはこれを処理するということと、それについての内閣総理大臣の職権に屬する事務を、総理の特命によりまして、事実上私がお手伝いをいたす、こういうことに相成つておるわけでありまして、従ひまして、私が警察に關係いたしておりますという事は、これは内閣総理大臣の特命によりまして、法律上の事務でございまして、法律上の根拠があることとは考えておりません。

○鬼丸義賢君 私ども平素から、この警察法制定当時から、とかく責任の帰趨というものが非常に明確を欠いておるきらいがあると思ひます。殊に只今の法務総裁の御説明にありましたこと、運営管理に關する方面について、国家公安委員或いは自治体の公安委員がそれらの運営の管理についての責任者である、総理大臣は別としておしめて……。それから行政官のほうは国家公安委員のほうではないという事になつておるために、自然責任が分擔されておるために、自然責任者が分れておるということが非常に、實際の面においても、大変悪い結果をもたらしておるのではないかという事を氣遣うものであります。殊に只今も総裁の御説明にありましたこと、国内治安の最高の責任は総理が持つておられます。又この「所轄の下」とあります、又国家地方公安委員の警察の公安委員の任命権がございまして……。ただ総理大臣は公安委員の任命権を持つておるだけであつて、あの指揮監督、即ち行政官に對しましては、直接に何も持つていないように規定の上では見られます。それがためには一方においては任免黜陟権も持たず、指揮権をも持たず、そしてその治安の最高責任を負わしめるということがすでに根本において私は無理なことがあるのではないかと、かように思は氣遣つておるものであります。例えば警察法の第一條にもあります通りに、一つの警察という大きな目的に對しますること

らば、全局に對するやはり指揮監督権或いは任免黜陟権を一手に収むるにあらざれば、自然徹底を欠くことになつて、結果に對しまして、大きな響きを持つもののように思われまゝ。今朝でありましたか、昨日の多分新聞だと思ひますが、警察予備隊、それから警察その他海上保安庁、これらを一つに、一丸として、そして治安官の設置の計画があるように、時事新報だと思ひますが、出ておつたようでありまして、誠に私は時宜を得たる措置であり、少し遅きの感を持つておるものであります。只今私の申し上げました趣旨によつて、そうした一つの統制をこの際になされるというふうな計画があるのかどうか、この点を先ず一つ承わりたいと思ひます。

○國務大臣(大橋武夫君) 現在のところ治安官を作るといふ方針も別に決定いたしておりませんし、又この警察に對しての、殊に公安委員のあり方というものについて根本的な改正を加えるという方針も決定はいたしておりません。

○鬼丸義賢君 近時この警察と軍隊との關係が非常に重要な關係になつておるのであります。私はこの際総理の事実上の代行者であられる総裁に、軍隊の意義と、それから警察の意義、それから国家地方警察、自治体警察のそれらの四つの意義です、それを一つここで明確にして頂きたい、どういふ意義を、それから両者の移動ですね、この四つの機關の移動です、移動のそれらを一つこの際明確にして頂きたいと思ひます。

○國務大臣(大橋武夫君) 軍隊と申しますのは、いわゆる陸軍、海軍、空軍というふうなものを軍隊と申すのであります。これは憲法第九條によりまして、日本国としては保持しないことになつておるわけでございます。その最も根本的な点は、どういふ点であるかという事を考えて見ます。と申すのは、これはいろいろ見方もあるうとは存じますが、併し私の見方としては、この軍隊というものは戦争、専ら戦争のために、或いは当然戦争というものを予想して、戦争に用いるための実力機關として設けられたものが、これが軍隊である……。○鬼丸義賢君 専らですか、専ら戦争を予想して……。○國務大臣(大橋武夫君) 戦争というものを予想いたしました、専ら或いは主として戦争のために設けられておる実力の機關が軍隊である。こういうふうな觀念をいたしております。これに對しまして、警察というものは国内の秩序、専ら国内秩序維持のために設けられた機關であると、こういうふうな考へておるわけでありまして、なお国家地方警察と申しますのは、これは現在警察法によつて認められておる、この国家公安委員所屬の警察機關が、この国家地方警察に當るわけでありまして、その目的は自治体警察の管轄区域外におきますところの国内の区域におきまして警察権を行使すること、及び自治体警察に對しまして必要なる援助を与える、そういうことを目的としたて設けられたものである、こう存じます。又自治体警察というものは、これは自治体警察を置くことを法律上認められておりますところの、その自治体の区域内におきます警察のために設けておる組織、これが自治体警察であると考えております。

○鬼丸義賢君 少し質問が、御即答をお願いするのは無理な考へがいたしたもので、私は只今総裁のお述べになりました答えだけを以て、この意義が完全なものとは考へられませんか。殊に只今お示しになりました憲法九條との關係に對して、一段とこれをこの際明確にいたして置く必要がある、御即答をお願いすることは無理だと思ひます。で、でき得るならば、今一つ退いて十分にお考えを願ひまして、他日で結構でありますから、万遺憾なき明確なるお答えをこの委員会にお願ひいたして置きたい。今いろいろこの点について細かい論議をいたしまして無駄であります。どうか一つお願ひして置きます。それから現在施行いたしております警察法の中で、どうも明確を欠いておると平素から思つておりました。これは、風俗警察、予防警察、この点に對してどうも法文上明確でないように考へます。即ち第一条に、警察は、国民の生命と身体と財産だけを保護する、これを保護し、そして犯罪の捜査、被疑者の逮捕、公安の維持に當ることを以て責務とすると、こうなつております。従つてこの前提たる法文だけでは予防警察並びに風俗警察等の点については含んでいないのではないかと、このことは実は嫌ひを持つておるのであります。そこで第二條のほうの今度の運営管理のほうに行きますと、公安委員の所管になります。運営管理の中には、その三において犯罪予防及び鎮圧、予防の警察が入つております。かくのごとくして、どうも警察本来の予防警察、司法警察、衛生警察或いはそういう

うような風俗警察、かたゞ、そうした意味における全体のものを含んでおるといふふうな法規の組立てが完全なるものではないように思ひます。この点については、政府のほうではどういふふうな一体まとめ方をお考えになつておるか、或いは又現在施行されております、殊に今度改正されます分についても、これらの欠点については、取りあえず賄ひ得て余すところなしとお考えになるかどうか、私の今申し上げておきます、指摘いたしております予防警察、風俗警察或いは衛生警察、こういうふうな面をも現行警察法において、当然明文において指摘し余すところなしやということをお伺ひしたいと思ひます。私それを伺ひますことは、御承知の通り、今風俗警察に對しますのは、殆んど紊亂の極に達しております。見るに忍びざるものがあつて、いづれも実は本當に眉をひそめております。又射撃行為、即ち風俗擾亂に關します射撃行為なども殆んど博打で以つて国内を蔽つておりますが、これに對して一体警察に責任があるのかという点をやはり加味いたしましてのことであつて、事重大なことだと思ひます。

○國務大臣(大橋武夫君) 風俗その他問題におきまして、今日の我が國の事情が國の警察の措置に期待するところが非常に多いという御所見につきましては、全く私も同感に思ひます。この警察法の第一條におきましては、国民の生命、身体及び財産を保護し、ということが書いてあるものであります。もとより生命、身体、財産を保護するために必要な予防的措置というものは、やはりその必要の限度におきま

し、その三において犯罪予防及び鎮圧、予防の警察が入つております。かくのごとくして、どうも警察本来の予防警察、司法警察、衛生警察或いはそういう

し、その三において犯罪予防及び鎮圧、予防の警察が入つております。かくのごとくして、どうも警察本来の予防警察、司法警察、衛生警察或いはそういう

し、その三において犯罪予防及び鎮圧、予防の警察が入つております。かくのごとくして、どうも警察本来の予防警察、司法警察、衛生警察或いはそういう

し、その三において犯罪予防及び鎮圧、予防の警察が入つております。かくのごとくして、どうも警察本来の予防警察、司法警察、衛生警察或いはそういう

て、警察の責務と観念すべきものである。そういう意味において第一条に書いてある、こういうふうな考えでおるわけでありませう。第二条の第三号におきまして、「犯罪の予防及び鎮圧」と書いてあるのも、実は第一条において当然予想しておきますそれをここにいたしましたのに過ぎない、そういう意味におきまして、予防警察、こういうことも当然警察の範囲に属する事柄だと考えられるのであります。但し實際の問題といたしましては、警察の権能というものは、ただ個々の警察法におきまして、抽象的にきめてはありませうが、この中におきまして、当然一般的には警察の責務と観念すべき事柄であつて、特別な法規によりまして、他の機関の権限に属せしめられておる事柄もあるわけでありまして、衛生警察或いは風俗警察等の一部につきましては、他に特別の法律がございまして、そうして通常の警察機関以外の他の機関がそれ／＼必要な措置を行うというように定められておる部分もある次第であります。又風俗の面におきましては、さうな特別規定によりまして、他の権限に属せしめられておる事柄を除きました一般的な事柄、これは当然警察の責務と観念すべきものでございまして、風俗の面におきましても、例えば風俗取締を要するようないつた営業の許可というふうなことにございましては、公安委員会において許可権を保留いたしておるといふ事柄もある次第でございませう。

○鬼丸義齋君 そういたしますと、総裁もお認めになつたごとくに、現在あらゆる射伴行為の跳梁跋扈でございませう。それから又風俗の壊乱と申しますか、素乱と申しませうか、それらについては、やはり警察のほうから御覧になりませう、この程度で別段差支えなしというふうにお考えになつておるのでございませうか。もしお考えになつていないとするならば、どうしてそれを一体放つて置くか、これを一つお伺いいたします。

○政府委員(武藤文雄君) お答えいたします。現在警察といたしましては、先の国会で通過になりました風俗営業法が、警察として風俗関係の営業を取締つておる主なものでございませうが、その他風俗関係といたしましては、例えば旅館に関する旅館業法或いは浴場に關する法律、そういったものは従来に於いては警察で扱つておりましたが、現在では我々の別個の所管になつております。警察といたしましては、許可の關係を持つておるものは主として犯罪の予防という見地から、風俗営業取締法が中心になつておるわけでありませう。この法の執行については、公安委員会がそれ／＼の所轄の公安委員会におきまして許可の権限を持つておるにございまして、そこにおいて法の要件に従つて厳正にこれを遵守し、又これを監督するということに方針をとつておるにございませう。その他の關係の法規につきましても、それ／＼所管の監督官庁にございませう。で、罰則の關係につきましても、犯罪行為としてこれが又警察の對象になるというものは言ひ得るわけでありませう。で、只今のお話の、現在の風俗営業の状況はどうかという問題であります。これはいろいろ立場によつて、見る人の目によつていろいろ角度も違ふと思ひますが、我々としては我々の法規に与えられたもの、これに

いては忠実に執行しなければならぬ、かように考えております。

○鬼丸義齋君 私の今質問しました面は、やはりそういう風俗に關する興行、その他各所で以て相当極端なる素乱状態があるように聞いておりますが、それはさうすると、現在の状態で別段差支えなしというふうな御覧になつておりますか。

○政府委員(武藤文雄君) 現在の状況でいいか悪いかということ、只今申し上げましたように、いろいろその人の人の観点によつて、或る人はこれではひど過ぎる、或る人はこれでいいではないかといふ御意見があると思ひます。私といたしましては、私と申しますか、警察といたしましては、刑法を初めとし、諸法規に反するといふものは、これを検査しなければならぬ、刑法の猥褻に關する事項を中心とし、その他それ／＼の法令で違反とされた場合に、これを検査するといふ立場を堅持するということにいたしております。

○鬼丸義齋君 次にこれはやはり法務総裁に伺いたいと思ひのであります。先ほどお答えのありました都道府県の治安維持に對する責任として、市町村公安委員会と聞いております。さうすると、都道府県の知事には責任はないのでございませうか。そこで若し市町村の公安委員だけがつまり責任の面に運営管理の点に對してあると、或いはその警察の面においては行政管理的点においては警察のほうがあるといふことであるが、このたび改正せられんとする第二十条の規定によりますと、都道府県内の治安維持の責任は都道府県知事がや

り持つにあらざれば、この二十条の規定といふものが出て来ないのじやないかというふうな疑問を持つのであります。この点はどういふことになつておりますか。

○國務大臣(大橋武夫君) 現行法の解釈といたしましては、都道府県の区域は、自治体警察の区域と国家地方警察の区域に分れておまして、自治体警察の区域におきましては、自治体公安委員会がその警察の運営の責任を任じておるものであります。又国家地方警察の区域におきましては、都道府県公安委員会がその同様の責任を任ずる、こういう機構に相成つておるのであります。而して都道府県知事といたしましては、この都道府県公安委員の任免の権限を持つておる、こういうわけにございまして、その範囲内におきまして、都道府県の治安に對して責任を負う建前と相成つておるわけでありませう。今回の改正案におきましては、都道府県の公安委員の任免のほかに、自治体警察の区域内において國警の活動が必要であると認めました場合には、その活動を要請するといふ権限を新たに附加しよう、こういう趣旨でございませう。

○鬼丸義齋君 そういたしますと、二十条の二によつて見ますと、新しく「都道府県知事は、治安維持上重大な事案につきやむを得ない事由がある」と認めるときは、当該都道府県の区域内の市町村警察の管轄区域内における当該事案を国家地方警察に処理させることを当該都道府県公安委員会に要求することができる」と、こうなつております。さうすると、結局やはり治安維持に對して都道府県知事も一つの責任を持つておる關係でなければ、さう

○鬼丸義齋君 それからやはり同じ二十条の二には「治安維持上重大な事案」といふこと、それから六十二条の一部の区域内について国家非常事態の布告に對する規定がございませう。この「国家非常事態」といふことと、「重大な事案」といふものとはどう違ふのであるか。又これを別に作らなければならぬのであるか。六十二条だけで賄ひ得られるのじやなからうかと思ひます。若し「国家非常事態」といふことを、内乱、暴動とか、騒擾とかいふふうなものを含まれるものであるとするならば、殊更「重大な事案」といふふうなものをここに加えなくてもいいのじやないか、この兩者の區別はどういふふうになつておりますか。

○國務大臣(大橋武夫君) この「治安維持上重大な事案」といふ第二十条の二に規定いたしてあります觀念は、それは一般的な社会情勢と申しますか、地方情勢と申しますか、さうした一般的な情勢が治安維持上重大であるといふふうな事柄ではなくして、発生

三

いたしました個々の具体的な事案のうち、その事案の種類性質によりまして、治安維持上重大なものと、そうでないものがあるのではないかと、こういう考え方でございます。ここに「治安維持上重大な事案」として取上げますべきものは、例えばこの一つの犯罪について考えますと、その犯罪の処理が適正に行われない場合におきましては、相当広い範囲に亘つて関係の地方に治安維持上重大な影響を与える、こういった性質の犯罪、これを「治安維持上重大な事案」と、こういうふう

に考えたわけであります。これは或る程度は犯罪の性質からも種類からも来ると存じますが、必ずしも或る種類の犯罪だけに限定することも不可能であろうというので、「治安維持上重大な事案」と、こういうふう

に書いたわけであります。これに對して第六十二条におきます「国家非常事態」といふのは、その原因が如何なる事案から起つたかは別といたしまして、事態が非常に重大化して、そして通常の警察の機構では処理できない。従つて自治体警察に對しまして

も、国家地方警察がこれを一元的に統制して活動させる。こうしたふうな措置をとらなければ事態の收拾が困難である、そういう場合に、こうした措置をとるといふことを予定いたしておるのであります。従いまして、六十二条の非常事態の措置がとられました場合におきましては、さような事態を生ずるに至つた原因となつた事案についてのみ、そうした特別の警察措置がとられるばかりでなく、あらゆる警察事務全体につきまして一元的な統制を行う。こういうことになるわけ

まして、この点は二十条の二の場合におきましては、特定の事件についてのみにて国家地方警察に処理の権限を与えるという場合は趣きを異にいたしておるものと存するのであります。

○鬼丸義賢君 それからこの五十四条の二として、やはり今度加えて参りました事項中に、犯罪に関する情報交換の規定がありすが、これは勿論常時情報交換ということなのであるか、或いは特に一つの事件が起つたときのみ情報交換の方法によるのであるか、むしろ犯罪捜査に關しましては、常に緊密な連絡をとつて情報を交換するやうな、殆んど一体となつた犯罪捜査の網の中、枠の中でやるやうになるのであるか、その点はどうですか。

○國務大臣(大橋武夫君) 情報の交換につきましては、常時国家地方警察或いは自治体警察同士の中の相互的な交換は予想いたしております。

○鬼丸義賢君 このたび改正されまする中に、大分警察官の身分と申しますが、とにかく名前が大変殖えて参りましたが、これまで五階級のもの、今度九階級になつておるやうであります。私はこの警察にいたしまして、殊に従来からとかく官名とか或いはそういういかめしいやうなことを、概して求め過ぎる感がある。このたび今までの五階級を今度は九階級に殖やして、例えば十五条の二に、今度作られました、長官、次長、警視長、警視正、警視、警部、従来は警視、警部で賅つて余るところがなかつた。或いは巡查部長、巡查、これが警視正とか、或いは警視長とか、非常に名前がたくさんになつてしまつて、こんな

ことを一体さういふふうにならなければならぬ理由があるのですか。例えば地方警察本部であるならば本部長で結構。それは非常に名前を付けて、そしていかめしいやうなことを好むきらいがあるのでは、それは何だか、機構のほうの形はむしろいかめしくなす／＼なる、他方では口に民主主義を唱えて

いる。これはどうも右と左に非常に逆行していきらうがあるのではないかと。こんな一体細かいことを殊更作らなければならぬ理由が私にはわかりません。それはどういふことですか。

○政府委員(齋藤昇君) 誠に御尤もな御質問でございますが、実は現在の警察法では、警察官の階級は府県、国家、地方警察の警察官の階級しか書いておりません。ところが管区本部にも警察官を置くということが現行法にあるわけでありすが、そこには階級のこと

も、それから採用のこと、又服装その他全部府県の国家地方警察のところに書いてありまして、本部管区のところには落ちておる。従いまして本部には長官以下、府県にいるよりも階級の高い者がおります。現実には何万の警察が、場合によりまして、一つの組織として活動をしなければなりませんので、やはり上から下まで階級が實際問題として必要だといふやうに相成ります。さうな関係から、実際上は公安委員会規則によりまして、階級を設けておるわけでありすが、これをこの改正の際に法律の上にもはつきりして頂いたほうが警察の構成上にもよろしい、かように考えた次第であります。勿論府県の警察は、これは階級のほうでは警視正又は警視長といふことに現在なつておりますが、この法律

のほうでは警視長といふことになつております。これにも府県のほうにも階級が書いてありませんから、これを實際問題として現わす、かように考えております。

○鬼丸義賢君 これまでの警察には、そんなたくさんな名前はなく、一向不自由も感ぜず何十年の間やつて来たのに、殊更同じ市内におりながら、警視正、警視、こんなことを一体区別する必要は私ども甚だわからぬ、そのみならず、この私今申上げました九つのほかに、今度は隊長とかいふやうなものがある、第三十条ですか「都道府県国家地方警察に隊長を置く。」隊の組織の隊長だけあつて、あとは何もない、本當の軍隊だか何だかわからない。さういふやうに名前ばかりたくさん付けて、如何にもどうも警察のほうが一歩々々はいかめしいほうに持つて行くきらいがある。ところが岩田らや、立法の本旨というものは警察の民主化を唱えておる、だから組織は非常ないかめしい元のほうにどん／＼と帰らんとしておるが、法律の精神はむしろ民主的に行こうとする、その点をやはり考慮に入れておるならば、この名前がたくさんできて、いかめし過ぎるやうに考えますので、これなどはいさ少し整理はできませんか。隊長なんて一体そんな必要がありませんか、やはり国家地方警察には、都道府県には都道府県の警察本部があるのですから、本部の部長でたくさんではないか、殊更隊長なんといふ名前を付けて行かなければならぬのは、私どもにはその必要はないように思いますが、その点どうでございますか。現在は都道府

○政府委員(齋藤昇君) 現在は都道府

県の警察長といふ名前になつております。ところがこの警察長は府県の本部の主任であるのみならず、府県の警察全体の締めくくりをするのでありますから、従つて府県の警察長の長といふ意味で警察隊長と、かようにいたしたいと考える次第であります。

○鬼丸義賢君 今のお答えから見ると、なお以てその必要はないのじやないか、隊長といふものは府県の全体を統べておる。警察長なら殊更に隊長なんて名前を付けなくていいのじやないですか、どうも何だか隊長といふ名前が新しく加わつておるところから見ると、警察はやはり先ほど異同の弁を伺つたのでありますが、軍隊とやはいく似寄つたやうな形になつてしまつて、殊更隊長なんといふ名前は新しく私には作る必要はないように思ふ。殊におかしいのです。例えば今の検察庁と警察とは表裏の関係があります。検察庁のほうの側の検事正といふのは相当上の階級です。検事正の上には検事長があるといふやうなことで、ところが警視正といふのができた。それがために何だかその警視正で以て検事正と殆んど相匹敵するやうなやうな名前をこしらえるやうなきらいがあつて、非常に何と言つておるやうなやうな、非常に

んものを作らなくても警視でたくさんである。むしろ私はいかめしい名前があるならば、それを振り捨てて、やはり本當の警察制度の本旨に則るやうに私は合はして行かなければならぬじやないか、組織のほうはさういふ、いかめしくなつて、ピストルを持つてわつとやる、名前もいかめしいものを付けておるといふことは、右と左に分れるきらいがありますが、隊長なんといふ名

前は一体必要じやないじやないです
か、併せてもう一遍伺いたい。

○政府委員(齋藤昇君) 誠に御尤も
でございます。実は新しい警察ができ
ました際に、警察の身分規定は、こ
れは公安委員会に握つておるわけ
ですが、その内容につきまして、関
筋からのいろ／＼なサゼッションに
まして、名前はそういうような名前
が適当であるということで今日に
つておりますので、これをそのまま
法律の上に認めて頂きたいという
のが本旨でございます。

○鬼丸義齋君 それは嘘です。恐らく
そんなばかなことはありません。殊更
そんな隊長などという名前を付け
ようということ、実際そんなサゼ
ッションのありやうなことは私
ども信じられません。又そんな必要
がないならば、仮にサゼッション
があるとしたとしても、強力で異議
を申出で、その改正案を出さな
ければならぬ、おかしな事では
ないですか、そんなことはい
いけません、お考え願いたい。それ
から次に自治体警察のほうから、
これは住民の意思によつてそれは
廃止されることになるのであり
ます。そうすると、それが今度
国家地方警察のほうに移つて
参ります。これが自由にできる
制度になります。結果としては、
警察の恩給の負担を免れようとい
うこと、そういう場合、市町村
の恩給の負担を免れようとい
うこと、趣旨から、だん／＼日
を経るにつれて、そういうよう
な動機で、やがて国家地方警察
のほうに委譲して来るような
慮れがありはしないか、これを
考慮に入れたことがあるか、そ
れを伺つて置きたい。

○政府委員(加藤陽三君) 只今のお尋

ねの点でございますが、私どもとい
ましては、いづれにいたしまして
も、自治体警察の職員のかたが
国家地方警察のほうに移つて見え
るということになり、その人の不
利にならないように恩給を通算
し得るだけの規定を設けて置か
なければならぬ、この趣旨から申
しまして、附則の第四項にこのた
めの必要な規定を置いてござ
います。このために、この規定
を置きましたことによりまして、
特に町村のほうの警察に存廃が
影響されるというふうなことは
毛頭実を考へなかつた次第で
ございます。

○鬼丸義齋君 財政上の影響のある
ことだけは確かですね。

○政府委員(加藤陽三君) それは負担
がなくなりますから、それはござ
いません。

○鬼丸義齋君 次に伺いたいと思
います。この自治体警察とい
いは、国家地方警察という新しい
制度に對しまして、三年間の経験
の上から見て、自治体警察のほう
の犯罪検挙の実績から見ますと
いうこと、破廉恥罪以外の事件
というものは自治体警察のほう
からは殆んど検挙がない。これ
は統計を調べれば極めて明瞭
であります。そこで、検察官が
犯罪検挙に當ります警察官との
関係について、いささかも身分
上に対する発言権を持つていな
い、これがたぬにやがて司法警
察に對します。検察官の威令とい
うものが果して保ち得られるか
どうか、この点について御考慮
になつたことがあるかどうか。

○政府委員(齋藤昇君) 警察官及び
検事、検事の一般指示に故なく

わなない、職責を果さないとい
う場合には、検事側から当該任
命権者に対して進退を考慮して
もらいたいという訴追ができる
ように刑事訴訟法の百九十四
条に規定があります。

○鬼丸義齋君 それから警察官の
身分保障に對する従来何らかの
規定がありましたか、その点につ
いては今どうなつていますか。
警察官の身分保障について従
来やはり委員会か何か作ら
れて、そして身分について
の免職等についての懲戒裁判
がどうか、それらの身分保障
についての規定は今どうなつ
ていますか。

○政府委員(齋藤昇君) これは国家
公務員法の適用をそのまま受
けております。

○鬼丸義齋君 公務員法だけで
警察のほうには特にならぬ
○政府委員(齋藤昇君) 警察には
国家公務員法の規定に基きま
して、その懲戒の場合には懲
戒委員会というものがあ
ります。身分保障の点は、そ
の制度といふのはございませ
ん。

○鬼丸義齋君 従来一般公務員
より警察官だけに限つて、特
に免職の場合だと思つて、何
か単行法が出ていたと思つ
ますが、それが全然なくなつ
て一般公務員の規定になつた
のですか。

○政府委員(齋藤昇君) 以前は確
か巡査懲戒令といふものがあ
つたと思つた。これは府県の
当時の……

○鬼丸義齋君 巡査懲戒令では
ない、もう少し何か委員会が
ありましたか……

た。これは他の官庁における懲
戒委員会とやはり同じ作用を
いたしております。ほかの官
庁と別段変つた扱いはなかつ
たのであります。

○鬼丸義齋君 一般官吏と同じ
ことですか。

○政府委員(齋藤昇君) 同じで
ございませぬ。その当時も
ですか。

○鬼丸義齋君 その当時も
ですか。

○政府委員(齋藤昇君) さ
うございませぬ。それは違
います。それはなぜ記憶して
おるか、私にはやはり議
会に主張して、特に警察官の
身分保障についての規定が
できておる。それは多分安達
さんの内務大臣のときです。一
般官吏よりも厳格な身分保
障の規定ができております。

○政府委員(齋藤昇君) 更に
詳細に取調べてお答えをいた
したいと思つて、私の記憶に
おきましては、警部補以下は
これは府県の吏員と国の吏員
と中間のような立場にあり
ました。巡査懲戒令といふ特
別の法令に基いてやつてお
つたのであります。その内容
は一般官吏懲戒令と変つたも
のではないかと記憶いたして
おります。なお詳細に調べま
して、お答え申上げたいと思
います。

○鬼丸義齋君 この現行警察法に
代りまして、警察の寸断によ
りする結果として、自然成
績の上において大変な変化が
生じて参りました。殊に犯罪
捜査に着手してすべての一
件記録が若干できたといつ
まして、その場合に検事に対
する送致等もなす、警

当あります。それなどは一体
どういふうな自治体警察など
は内規になつておるかをこの
際承知したい。例へば私ども
も先回警察官がピストルを使
用して殺傷した事件がありました
。それなども相当な検討を加
えるべき事だと思つてござい
ます。そのまゝもう警察だけ
で握り潰して検事にも報告し
ない。自治体でしたか、それ
らについてのこれまでの警察
全体に対する指導方針とい
うものはどういふふうにな
つておりますか、それを一つ
伺いたい。

○国務大臣(大橋武夫君) これは
国家地方警察の場合よりも、
主として検察庁側のほうから
お答えをしたほうがいいと思
つて、後ほどお答えいた
すようにいたします。

○鬼丸義齋君 私は検察庁のほう
のことではなく、警察のほう
が一体どういふふうを考
へて、どういふふうによつ
ておるかを伺へばいいです。
それから丁度法務総裁が見
えておる、私はこの際併せて
伺つて、私は本会議におい
て警察官のピストルの濫用
に對する問題についての質
問を申上げましたところが、
総裁からこれはもうすでに
法務府のほうに對して、近
くやはりピストルの使用に
對する規定の改正を考へて
おるといふお話があつたので
、今日まで参つたのであり
ますが、依然として事故が頻
發して、若しそれが本當に
正確な私に資料を今求め
ておられるが、恐らく相当
な件数に私は上つておると
思つて、これに對して勿論
この警察のほうに對する
ことと思つても、或るほ

どこの非常な国内治安の現状から見て、ピストルは必要かも知れませんが、帯剣だけで間に合つて、さしたる支障はなかつたのであります。ところがこのピストル携帯後における殺傷というものは本当に大変な件数だろうと思ひます。曾つて私は二カ年間に於ける国家地方警察の事故だけで資料を出して

もらつただけでも、二カ年の間に三万人の警察官中一割か二割しか持たないときにおいてすら百件近くの暴発その他の事故が統計上出ております。恐らくこれが全日本の九万五千の自治体警察全体に亘つての統計から言つたら大変な数に上ると思ひます。この頃は新聞などでもそのくらいな事件は取扱わなくなりまして、それですらときどき出て参ります。これはどういふふうにお考えになつておられますか、帯剣規程による場合の帯剣時代のほうが、むしろ警察官自身の身を護るのにいいんじゃないかといふふうにお考えしておりますが、それを一つ併せて伺ひたい。

○国務大臣(大橋武夫君) ピストルの発射に関連いたしました過失というのは事実相当あるようございまして、これにつきましては、検察庁いたしましたし、絶えずその事件の都度関係者に対しては警告を發しておるところでございまして、現在におきましても法制といたしましては、警察官職務執行法におきまして、嚴重にピストルを使用すべき場合を制限いたしておるわけでありまして、十分にこの趣旨に従つて取扱ひますならば、併し何分にも警察官諸君といたしまして、従来から取扱ひに慣れてお

りまして、今までいろ／＼間違ひも少なかつたと存するのであります。併しながら最近の傾向といたしましては、漸次注意も行渡りまして、又取扱ひについても慣れて参つたことと相待ちまして、事故は漸次減少しつつある状況と存じております。

○委員長(岡本愛祐君) それでは須藤君。

○須藤五郎君 この二十条の二でですね、都道府県知事は、治安維持上重大な事案、止むを得ない事情があるといふふうになつて、都道府県の認定の下で国警の出動をさせることになつておりますが、こういうことをすれば、自治警の自主性というものが侵されるのではないかと思ひますが、その点如何ですか。

○国務大臣(大橋武夫君) かような権限が濫用されるということになりますと、確かにこれは自治警の自主性が侵されるということも考えなければならぬと思ひます。併し二十条の二にありますが、治安維持上重大な事案であつて、而も止むを得ない事由があることを認めるとき、この止むを得ない事由と申しますのは、誰が見てもこのままでは自治体警察が処理できないといふふうに認定する合理的な根拠がある場合に限つて、例外的な措置としてこういうことを認めて行く、こういう趣旨でございまして、この運用に当りましては、嚴格にこの制限の範囲において運用されるように注意をしなければならぬと思ひます。又それならば自治警に対する侵害といふことも当らな

いであらう、こう考えております。

○須藤五郎君 それならばその重要な非常時だといふ認定を先ず自治体が出

て、その点……

○国務大臣(大橋武夫君) 誠に御尤もなお尋ねでございまして、私どももかような場合におきましては、原則として自治体の公安委員会が要請をして、それに依つて国警が出て行く、これが本来の建前であると考えております。そしてその場合につきましては、すでに現行法においても自治体警察が国家地方警察に対して応援を要請するといふ規定があるわけでございますので、その原則で行くのが建前でございます。然るにこの二十条の二が予想いたしておられるのは、誰が考えても自治体公安委員会では処理できない、従つて自治体公安委員会が本来の警察的な立場に立つて考えるならば、当然国家地方警察に援助の要請をすべき場合であるにもかかわらず、何らかの事情によつてこれは主として自治体に関連した地方的ないろ／＼な情実その他の関係で、或いは地方の特殊事情といつたような関係で応援すべきではあるが、自治体内のいろ／＼な関係上、進んで応援の要請をいたすような運びを公安委員会が付けない、そういう場合において、これを放置いたしますといふと、他へ波及する、或いは一般の治安上重大な障害を生ずる、こういう例外的なそういう場合にございまして、府県の知事の要請によつて活動する、こういう趣旨でございまして、これ

は例外的な措置でございまして、その例外的な場合といふことが具体的にわからないのですが、若しも總裁のほうで、こういう場合といふふうには、具体的に説明を願へれば結構と思ひます。

○政府委員(藤原君) 例へば或る自治体警察の区域で相当の警察官を使つて或る事態を鎮圧しなければならぬといふような事態がある。このためにはその場合に当該自治体警察の力だけでやれる場合は、その自治体で勿論やるわけでありまして、特殊の理由でこの事件は穩便に計らうほうがよろしかろう、今警察官が出て鎮圧をしては面白くないといふ公安委員会の意見といふような場合には、当該自治体警察も活動することができない。或いは当該自治体警察のみで活動ができない、国警の応援の要請をもらわなければならぬといふので、当該自治体の署長が国警のほうと連絡をとつて段取りを付けても、公安委員会が応援を国警のほうからもらうといふことを公安委員会できめなければなりません。そういう場合に特殊の、政治的な背景といふようなところから、今応援要請をもらつて、この事態を鎮圧することは却つて望ましくないといふようなこととか、応援要請をとらない、或いはそのために時間が遅延をする……

○須藤五郎君 その特殊な場合といふ、その場合を具体的に説明して欲しいのです。どういふ場合が特殊な場合かといふことです。

○政府委員(藤原君) 公安委員会が特殊の政党的黨員である、或いはそのシンパといふような関係、或いはそ

いつたようなことが極端な場合に考えられるであらうと考へます。

○須藤五郎君 まあその公安委員会が共産党に全部牛耳られておるといふことは今私たちが考へ持つておりませんが、そういう場合を指しておつしやるわけなんですか、具体的に言へば……

○政府委員(藤原君) そういう場合には限りませんが、そういう場合が一番典型的な場合であると思ひます。

○須藤五郎君 そうするならば、自治体を実に無視した行動であると思ひます。自治体が若しも社会党が全部牛耳らうと、共産党が牛耳らうと、そういう場合は自治体の自主性を認むべきで、その場合に自治体がそういう政党内に握られてゐるからと言つて、それを国家の力を以て弾圧するなんてのは、自治体を無視するの甚だしい、そういうふうによりやうな気がするから、私は心配して質問するわけなんです、すでにそういうことがどういふ中にあらかじめ計画されてゐると、大変飛んでもないことだと思ひます。

○政府委員(藤原君) その場合にこれは自治体の自主性を認めて、自治体の利害関係、自治体に関するだけだから……、一般的に国家的に考へ、或いはもう少し広い地域から見れば支えなしいという場合は、これはそのままよろしいと思ひわけでありまして、事柄は自治体の区域内で起つた事柄でありまして、それを処理しないので放置しておくといふことは国の治安或いは自治体よりも、もう少し広い公益治安という点から考へて、知事はこれは放置できないといふ場合には、当該公安委員会が活動しない場合でも、

その事態を処理するといふ途を開いて置く必要がどうしてもあると思つてあります。

○須藤五郎君 これは非常に危険なことで、私は自治体の立場から大きな問題が出て来るだろうと思つて置きますが、まあそういう何つて置きますよ。それから次に、第四十六条の項には、市町村警察職員の定員は、地方的要求に応じてその市町村の条例で定めるという事になつておりましたが、これにはつきりした数の決定というものが無い。条例でどんな組織でも変更できるという事になつていますが、それと同時に今度は自治体でその自治体警察を廃止するかどうかという事は又住民投票で決定できる、そうしてその廃止されたものは無制限に国警にするとなつて参りますから、そうすると、国警の数のものも定員というものは決定できないということになつて、これだけでも殖やすことができるということに解釈していいのですか。

○国務大臣(大橋武夫君) 国警の定員は大体基本的な数は三万という事でありまして、それが今回十九条に新しく一項附加されたことによりまして、五千以内、学校に行つておる者、これだけは附加定員として、そのほかに只今御指摘の通り、自治体警察が廃止になつた日における職員をそのまま定員に附加する、こういうことになつておるわけでありまして、従つてその自治体警察が廃止になる日の定員というものは、これは当然この法律施行後のいづれかの期日でありまゝから、そのときの自治体警察の定員というものは市町村条例で定め得るわけでありまして、抽象的に考えますと、

それなら無制限に定員をきめ得るじやないか、こういうことも言い得るわけでありまして、併しこれは単に条例で定めた定員をそのまま国警に附加するといふ趣旨ではなく、現実に決定いたしました日に実在する定員を以て新らしい国警の定員に附加する、こういうことに相成つておるから、それも極端な場合を予想いたしますならば、条例を変え、又臨時にその日にたくさん警察官を入れて置いて、そうして廃止の投票をすればいい、こういうことも言い得るのでありますが、それは先ずそういうことは今日の常識から考えまして事実あるまい。そう非常識な、無制限に近いような定員が国警に附加されることはなからうという前提の下にこの規定ができておるわけでございます。将来さうな非常識な、非常に莫大な定員ができるということになりまゝということ、これは当然その際においては何らかの処置を考えなければならぬということになるわけでありまして、私もどなたもいたしましては、これによつていたずらに国警の定員を多くしようという意図は何らないのでございまして、ただ廃止の日におきまゝする実際の定員をそのまま新たな定員に加えて行く、これによつて先ず国家地方警察としては、定員の現状から見まして必要と認められておる程度の増員がこれで可能である、こう見ておるだけでございます。

○須藤五郎君 総裁が良心的にそう思つておつしやるならば、そういうように信用していいわけなんです、併し今も申しましたように、自治体の自主性を極端にまで踏みじつて行こうというふうな条項があれば、いわゆる無

制限に国警を殖やすために、今言つたそういうことを予測したくないような方法でも或いはとられる虞れが、大橋さんが総裁でおられる間にはないが、ほかの人が総裁をした場合に又そういうことが起つて来るかも知れない。非常にそういう条項がそういうふうに使われる場合があるのではないかと、私たちそういうことを心配するわけですが、どういふどちらにも付くような条項は、何とかもう少しそういうふうにならぬように前以て考へて置く必要があるのではないかと、そういうふうにご考慮を。それから自治体が自治警察を廃止するということは、結局予算の面で、経済の面から持ち切れんからという事になつて来るだろうと思つて、自治体で持ち切れんものを、それを全部国警に吸収して国警としてやつて行けるならば、その費用をむしろ自治体に補助をして、自治体警察というものをやはりそのまま残して置く、そういう方法を考へるのが当然ではないか。自治体で費用がないから、自治体警察を国家が国警に吸収して費用を出して行く、それではどうも自治体警察をむしろ経済の面から圧迫してだんだん壊してしまつて、そうして国警を殖やす、中央集権的なものの方に持つて行くということが、この法案の狙いであるようなふうにもとられる場合があるのですが、そういうふうなことに

関しまして、総裁はどういうふうな意見を持つていらつしやるか。

○国務大臣(大橋武夫君) この点につきましては、私どもはむしろ御想像とは逆の考へ方でありまして、現在の警察法の趣旨から考へるとすると、警察

制度の地方分権というのには飽くまでも維持して行くのが建前でありまして、併し現実の問題といたしまして、自治体警察、殊に小規模なる自治体警察というものが治安上の今日の要請に十分に対応されぬ実情にあるということでは、これは国民一般の定説になりつておるわけでありまして、この点につきましては、お話のように国家ができるだけ経費を補助する、こういう方法で十分に自治体警察の完備を期するということも一案であります。併しながらただ小規模な自治体警察ということについては、次のような点を考へなければならぬと思つて置きます。それは即ち警察が独立した組織ということに相成りますと、次に、現実外部に対する活動に用いられます人員のほかに、部内の行政管理のために相当の人員が固定的に使われて行く。このことは警察單位が大きくなればなるだけ行政管理の面に使われる人員の相対的の比率というものは小さくなつて行く、従つて單位が小さくなるほどそういうものは逆に大きくなる。これはどうも免かれな点であると思つて置きます。そうしますと、国民経済の立場から申しますると、小さな警察單位をたくさん作るということは、警察の人員の経済的な利用という点から言つて困難があります。この点が一つでありまして、それから近代の警察というものは、機動力というふうな点を考へて行かなければなりません、これにいたしまして、やはり警察の單位が大きければ比較的経済的にそうした施設が賄ひ得るのでありますが、單位が小さくなればなるほど経済的に非常に大きな混乱が生ずる、こういうふうな点

を考へますと、能率上或いは経済上から言ひまして、小さな警察を許可するということには現実に非常な困難が超えまして、小規模な自治体警察というものの強化ということを今図るのには、越えがたい一つの限界がありはしないか。この限界という事は、こうした警察の強化ということが要請される今日にありましては、自治体警察としては、一つの致命的なマイナス点でありまして、これは何とかして補強して行かなければならぬ。この補強の方法として今回の改正案において取入れられた方法は、例えば国家地方警察が応援をいたします際には応援費は国庫が負担をする、従つて自治体警察はその必要に応じて財政上の点などを心配せずに十分に応援を求むることができまゝ、又いろいろな事情で応援を積極的に自治体公安委員会が求めない場合においては、知事の発意によりまして国家警察が応援に行くというふうな措置を講ずる。又こういうふうな国家地方警察の応援というものが、或る程度確実に保障されるということに相成りますと、自治体警察が自主的にその定員を定めます場合に、おきまして、経常的に必要な最小限度の人員というものを抑えて行くことができます。有事の際にはいつまでも国家地方警察から応援がもらえるという事を、こういうことを前提にして行くこともできる。こうなりますと、自治体警察が人員を縮小することによつて経費の節約を図ることもできます、又それによつて何ら非常の場合におきまゝする警察機能を損われないという保障も与えられておる。

こういう意味におきまして、このことが今最も問題となつております小規模自治体警察に対する強化育成という作用を営むものだと、こういうふうな考へておるわけでありませう。そしてこのことと並行いたしまして、他面におきまして警察費のためにする平衡交付金、こういったものは無論従来からも政府といたしましては、できるだけ必要な増額を図つて行きたいという考へを持つております。これは引き続き政府といたしましては、その方向に努力したい。両々相待つて自治体警察の経済的な援助もし、又自治体警察の致命的な欠陥についての救済的な措置をこの法律で講じて行く、こういうふうな考へておるわけでありませう。

○須藤五郎君 できるだけその平衡交付金を増額して、自治体警察が経済的な面から崩壊して行かないように一つやつて頂きたいと希望いたします。なお先ほど鬼丸議員から申されたように、非常ないろいろな名称の植えた点であります、私たちがこれはおかしいと思つておるわけですが、これは若しもそうでなければいいと思つて、即ち警察軍隊を作る前提としておる。いわゆるドイツが、ヒットラー政権が警察軍隊を先ず作つたとき、そのドイツの轍を日本が履もうとしておるといふうにいろいろの誤解を招く点がたくさんあると思つておる。総裁はさうでないとおつしやいますから、その通りさうでないとおつしやいます。それから、本日の新聞を見ますと、又ここに治安省設置の問題などもたくさん出ておりますが、こういうことと関連して、いろいろの問題が起つて来ると思

いますから、そういうことはできるだけおよしになつたほうがいいのじやないかと、私はさういふふうにおつしやないと思つておる。外国からもいろいろ、この前の警察法の改正のときも外国の新聞はいろいろなことを日本に向つて言つておる。日本の特高の復活や、いろいろの問題を取上げて、非常に民主的な日本から反動の方向にどんどんと向いて行つて行つておるといふことを外国からも指摘されておる。今日日本の状態を見ますと、どうも残念ながら私たちがさういふふうな認めざるを得ない状態なのであります。若しもさうでなければ、さういふ疑いを受けるようなことはどうぞ御遠慮願いたい。さういふふうな希望いたします。

○羽仁五郎君 私は大体主要な点で七点ばかりについて法務総裁或いは責任のかたに伺いたいと思つておる。一番最初に伺いたいのは、この警察法に規定されておるような警察の任務を果されるということには、これは言うまでもなく、警察だけが切り離されてこの警察法の精神が実現せられるとはお考へになつていないと思つておる。すなわち、特に広い意味の社会保障ですね。広い意味の社会保障があつて初めてその警察の対象となる犯罪といふものを防止するといふこともできるので、社会保障が非常に不完全な場合には、その原因から来る犯罪の発生といふことを防ぐことができない。それに対して警察のみによつて防ぐといふことができないと思つておる。さういふ意味で、この警察法を改正するといふときに、当然今度さういふ改正を行われるのは

必要止むを得ないから、さういふ改正を行われるという判断に、結論に到達されたと思つておる。さういふ結論に到達されたその根拠として第一に伺いたいのは、現行の警察法によつて犯罪を防止し、国民の自由と安全とを守つて行かれるのに警察だけでなく、さういふ犯罪が発生しないような社会保障の努力をどれだけやつて来たといふふうにお考へになつておるか。それから今さういふふうな改正を行われるのと並行して、警察だけでは犯罪を防止できないのだから、その犯罪の根源を除去するためのどれくらい社会保障、広い意味の社会政策といふものが現在の内閣において実行されるといふふうな法務総裁は御覽になつておるか。この点について伺いたいと思つておる。例えば最近の児童福祉法であるとか、或いは社会保障制度であるとか、社会保障制度についての審議会の答申であるとか、さういふものが実行されることによつて犯罪が著しく減るといふことも確かにあると思つておる。さういふものとの程度までに脱み合せて現在の改正が必要止むを得ないものであるといふふうにお考へになつておるか。その点について第一に伺つて置きたいと思つておる。もう一遍繰返して申しますと、さういふ改正を必要にして止むを得ないという結論に到達されるについては、現在の内閣は広い意味の社会保障、ソシアル・セキユリテイといふ点についてどれだけの努力を持つておるか。どれだけの努力をしておるか。例えそれが完全に現在の内閣としては理想に近い社会保障をやつておるか。それにもかからず犯罪がさういふふうには増大して行く。それを防止

することができない。そこでさういふ改正を国会に向つて願われるのであつて。先ずその点について伺いたい。○國務大臣(大橋武夫君) 現内閣といつたしましては、警察法改正もお願いをいたしましたのであります。同時に今国会におきましては、社会保障に関する幾多の施策をお願いいたしておるわけでありまして、又これに要する予算等はすでに国会の承認を得、又関係の法律案等もいろいろ御審議を頂いておるのであります。この社会保障と警察制度の改正といふのは、これは両々相待つて初めて治安の全きを得ると、さういふ考へであります。これは羽仁君と御同様であります。

○羽仁五郎君 その点についてそれでは委員長の御許しを得て、私のこの警察法改正に対する判断を確実なものにするために、現内閣は今法務総裁がおつしやつたように、警察法とそれから社会保障と両々相待つて行くと、さういふ改正を必要とする止むなきに至つたといふことについては、これだけの社会保障関係の予算なり或いは努力なりをやつておられるといふことについて、私の判断の根拠となるような資料を出して頂きたいといふふうにお考へます。第二に伺いたいことは、この警察の任務を遂行するためには、言うまでもなく警察官の人数を殖すだけでそれが遂行できるといふふうにはお考へになつていないだらうと思つておる。それから又いよいよこの機構を改正されることのみによつて達成されると思つておる。そこで問題になつて来るのは警察官の素質であると思つておる。それについて現在あれだけの多数の警察官を擁して

の批判するところ警察がその機能を十分に發揮してない、能率が上つていない。そこで人員及び機構の上の改正だけを今ここに提案されたのですが、私が伺いたいのは、その警察官の素質の向上についてどれだけの教育をやつておいでになるか。特にこの際伺いたいのは、警察官がその能率を發揮するためには、言うまでもなく国民の支持がなければ警察官の能率は發揮できないと思つておる。ところでその国民の支持を受けるためには、警察官が国民の自由を擁護する人であるといふ実感を国民に与えていなければならぬと思つておる。そこで以て現在国警なり地方警察について特に教育の点について伺いたいのは、警察官がこの警察法の前文に規定してあるような国民の基本的権利といふものについてどれだけの理解を持つておいでになるか、認識を持つておるか。それについて資料をお持ちであればお答えを願いたい。

○政府委員(加藤陽三君) 只今お述べになりましたことは一々御尤もでございます。私どもとしてもつね々心掛けており、微弱ではございませんけれども努力しております。今回国家地方警察のほうにおきまして五千人の増員をお願いしております。これは国家地方警察の警察官は警部補以下巡査部長、巡査の全員に二月九日現在勤務についております者も学校に入れました再教育を全部やつております。そのために約五千人近くの第一線勤務のほうに欠けますのでその欠員をお願ひいたしたい、欠けました部分の補充のための分をお願ひいたしたいといふことを考へておるのでございませう。

の批判するところ警察がその機能を十分に發揮してない、能率が上つていない。そこで人員及び機構の上の改正だけを今ここに提案されたのですが、私が伺いたいのは、その警察官の素質の向上についてどれだけの教育をやつておいでになるか。特にこの際伺いたいのは、警察官がその能率を發揮するためには、言うまでもなく国民の支持がなければ警察官の能率は發揮できないと思つておる。ところでその国民の支持を受けるためには、警察官が国民の自由を擁護する人であるといふ実感を国民に与えていなければならぬと思つておる。そこで以て現在国警なり地方警察について特に教育の点について伺いたいのは、警察官がこの警察法の前文に規定してあるような国民の基本的権利といふものについてどれだけの理解を持つておいでになるか、認識を持つておるか。それについて資料をお持ちであればお答えを願いたい。

す。それで教育の内容につきましてはいろいろの工夫を凝らしてやっておりますが、具体的にちよつと申上げるとはむずかしいのでございますけれどもお述べになりましたような種のごことは十分に我々もいたしまして考慮し、警察法の講義或いは民主主義の講義等につきましては特にその点に重点を置いた教育の方針を定め、又実際の教育をやっておりますのが実情でございます。教育の計画の概略につきましては、お手許に差上げました国家地方警察統計の中に二十四年度分が書いてございまして、又御要求がありますれば二十五年度もどういふことをやつておるかというところは後ほど申上げてよろしいと思ひます。

○羽仁五郎君 私どもは数カ月前に八戸の警察予備隊を見させて頂いたときに、あれは設置以来すでに四カ月から五カ月くらいになつていたと思つたのですが、その間に警察法についての講義があつたようですが憲法についての講義は全然なかつたやうであります。これはやがて五カ月か六カ月目になさるといふお考えであるのかも知れませんが、併し警察法というものはどうして成立するかといへば、言うまでもなく憲法の前提の下に成立するものだということがお認めになるだらうと思つております。なぜそういうことをやつておいくことになるのか。それから又今いづれ詳しく資料を拜見したいと思ひますが、警察学校において重要な学課についてどんな時間割を今までなすつておるか、それについてもここで答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(加藤陽三君) 最初にお述べになりました八戸のごときでございますが、八戸には私の方の所轄の学校はないのでございますが予備隊ではございませんか。

○羽仁五郎君 予備隊です。

○政府委員(加藤陽三君) 予備隊の方は私の所管でございせん。で教育の課目の内容につきましては只今お手許に資料がございせんから取寄せまして御説明申上げます。

○羽仁五郎君 この点特に重大であるので私が特に拜見したいと思ひます。一般警察官ですね。当面は国家警察だけについてでもいいと思つたのですが、国家警察に属する警察官の全員が基本的人権という問題についてどれだけの了解を持つておられるのか。例えば読まれるものなり、書かれるものなりにおいて基本的人権がどれくらい頻度を以て出て来るのか。まさか基本的人権という字が書けないような警察官はないかと思つたのですが、基本的人権ということがどういふことなのか、特に警察官としては基本的人権についてどのくらい程度を以て考えなければいけないかと思つておるか。そういう問題について調査されたことがありますかどうか。もしあればその材料を頂きたいと思ひます。

○政府委員(加藤陽三君) 只今の点は重要な点でございまして、私所管の部長でございせんので所管の部長を呼びましてお答えをして頂くことにいたします。

○羽仁五郎君 それじゃその点についてはあとから又伺うことにしまして、第三に伺いたいのは、これも特に国家警察、まあ地方警察の場合も想像できると思ひますので、国家警察についてでも伺いたいと思つたのですが、警察官

の総員の配置をどういふふうに配置なさつておるか、その点について伺いたいと思つたのです。つまりこういう技術的な点を伺いたいのではないので、どういふ方面にどれくらいの人を配置しておるかということなんです。これは特にこの警察法に規定してある警察の任務に鑑みて、本質的な点でお答えを願ひたいというふうにお願ひします。

○政府委員(加藤陽三君) 只今の警察官の配置を申上げますと、昨年の末でございまして、中央にございまして国家地方警察本部、ここに二百三十三名、それから御承知のように警察管区本部というのが全国六カ所にございまして、東京、大阪、広島、福岡、仙台、札幌、この警察管区本部に合計いたしました三百二十二名、それから都道府県の本部、北海道が五つに分れておりますから五十名でございます。この都道府県本部に合わせまして四千八百七十九名、それから都道府県の下に警察法によりまして警察署、支署というふうなものが置かれておりますが、この支署のほうに置かれておりますものが百五十三名、警察署に配置されておりますものが、これは駐在所、派出所等を含んでおります、これが二万三千六百九十三名、それから警察学校に置かれておりますものが百二十名、こういうふうになつております。これが所屬別の配置でございまして。

それから事項別と申しますか、勤務の内容について申上げますと、内勤と申しまして本部及び署内の事務の方を司つておりますものが九千八百三十名でございます。それから外勤、いつも駐在所、派出所に勤務し、或いは警邏を

いたしておりますものが一万三千五百四十二名、刑事、防犯、捜査、その他でございまして、これらの方に配置になつておりますものが合わせまして六千六百二十八名、こういうふうになつております。

○羽仁五郎君 大体今のような点ではあるのですが、もう少し詳しく伺いたいのですが、と申しましたのは今朝の新聞で逮捕をしようとお考えで以て逮捕できないで今までおられる共産党の元の幹部の七名ですか、八名ですかの方に対する捜査本部とか何とかいふものをお作りになつて、そうしてそれに今百五十人とか何とかいふ人間を置くという計画を立てておられるというふうな記事が読売新聞に出ておつたやうですが、そのことを今伺おうというのじやないのですが、この内容的に、私は警察に勤めたことは一回もありません。警察の内容については何も知らない。警察に留置されておつたことにはありますが勤めておつたことにはないから内容のことを伺いたい。というのは一体警察はどういふ方面に何パーセントの人間を使つておるかということをお伺いしたいんです。言うまでもなく私が伺うのは警察が警察法に規定してあるような、治安警察としての任務に大多数の人員を配置しておられると私は承知するのですが、どうも最近のいろいろな事実を見るとそうではなくて、いわゆる政治警察的な方面にかなり人員を配置しておられるじやないかという疑いがあるので、そうでないというところをここで立証して頂きたいのです。

○政府委員(加藤陽三君) 結局只今私

が申上げました配置の内訳を申上げることになると思つたのですが、内勤と申しましたが結局いろいろな面の行政官とか或いは会計の方でございましてか裝備の方をやつておられる者もございまして、こういうふうなものに当ります職員でございまして、それから非違を監察するものというふうなもの、こういうふうなものもこの内勤の中に含まれておるのでございまして。それから外勤というものが派出所とか駐在所、国家地方警察は主として村落を主管いたしております関係上一万数千の駐在所がございまして、こういう方面に勤務配置になつております、或いは警察署によつて巡邏をするとかいふようなものもこの外勤でございまして。それからものが刑事の関係でございまして。犯罪捜査の本部にありましてたり署にありまして、事件がありましてればすぐそこに行つて捜査する、それから平生も種々求めて歩きますものもございまして。こういうものを併せて六千数百、こういうことになつておるんでございまして。お尋ねのような政治警察云々ということにつきましては、どういふふうにお答え申上げたらいのか、とにかく警察は犯罪を捜査し逮捕するのことでございまして、犯罪の捜査逮捕の事務にこれらの職員が當つておる、こう申上げるよりほかにないと思ひます。

○羽仁五郎君 私の伺いたいと思つておることは結局おわかりになつておると思つたのですが、そういう点についてもう少し詳しく資料を示して頂きたいと思ひます。

それから第四に伺いたいのはこの今度こういう警察法の改正を提案される

第三十九部 地方行政・法務連合委員会会議録第三号 昭和二十六年五月二十一日【参議院】

について、現在までに警察官に認められておるところの武裝ですね、つまりピストル、これについての何らの變つたお考えがこの改正法律案には出ておりませんが、別に何もそれについて新たに考えが変更になつておる点はないのかどうか、その点を伺いたいと思

います。これはさつき鬼丸委員からもそういう点についての御質問があつたと思うのですが、現在の警察官が現在のような武裝を持つておるといふことが認められたときの事情や状況と、それから今日の状況とは非常に違つておると思ふのです。その中でもこれは法務總裁にもよく聞いて頂きたいと思

うのですが、その中でも大きな違ひは警察予備隊というものができておることだと思ひます。現在の警察官の武裝が承認された当時は警察予備隊はなく、従つて国家全体としてこの或る程度の武裝力というものの最小限度の存在の必要といふことから考えられて、警察官にピストルが配付せられたといふこ

とがあると思はれるのです。それはそういうふうな了解をし得ると思ふのです。だからその警察官そのものが拳銃を使用する具体的な必要と場合とがあるかないかといふことだけでなく、その日本で治安を維持するためにこの程度の武裝というものが政府の一部分として

の警察にあるといふことが必要だ、そして十分だといふ考えが私は確かにあつたと思ふのです。ところがその警察予備隊というものができてその国家の権力に裝備されるころの武裝といふものかなり大きなものがそ

つちにあるんですね。そらだとするとこの市民的な警察に従事する警察官といふものの武裝は、警察予備隊ができて

てもその武裝をその市民的な警察が保持して置く必要があるかないかという点について、どういふふうにお考えになつておられるかそれをお伺いしたいと思います。

○國務大臣(大橋武夫君) この警察の武裝といふものはこれは国内の一般的な治安状況から警察にこれだけの武裝を持たなければならぬ、こういうような一般的な考えからでなく、これはやはり現行法において規定いたしてあります警察官といふものの具体的な職務といふものに照し合せまして、

そうしてかかる職務を行う警察官としてはこの程度の武裝を持つことが必要である。こういう考えで定められたわけでございます。この点につきましては、現在警察予備隊が一方でできたという事は、成るほど国内におきま

する何と申しますか武力を行使する機關といつたしましては、ほかに新しいものができたといふことは明らかでありませんが、併しこれによりまして警察官の職務といふものは何ら変更を見ておらないわけでございます。従来の職務を引続き警察官が取行なつて参ります以上は、従来必要と認められて

おりました武裝を当然引続き操作されて行くといふことは、これはやはり必要であるものとして考へておる次第でございます。

なおこの機会に最近におきます警察官のピストル事故の統計が只今参りましたので御紹介申上げておきます。昭和二十四年、これは非常にまだ警察官に全体にピストルが普及しておらなかつた当時であります、その当時は

検察庁において二十六の事件を受理いたしましたして六件起訴いたしております。二十五におきましては三十四の事件を受理いたしましたして十三件起訴いたしております。昭和二十六年度とい

たしましては、只今までのところ十六件受理をいたしまして三件だけ起訴をいたしております。これが警察官のピストルの暴発事件であります。

○羽仁五郎君 只今のお答えには私は必ずしもどうも納得できないのです。が、率直に考へて日本の警察法に規定してあるような市民的な警察がその職務を遂行するに、あのように大袈裟なピストルを腰に四、六時中下げてお

らなければ職務が遂行できないというように、まさか大橋法務總裁が考へておられる、又何人がこれを認めようといふことが納得できるかは私に思へないのです。ですから今この点については御研究を願つて、それから特に私の申上げることは客観的に理論的に申し上げて存在する武裝力といふものと、それからそれが主として国家警察及び

地方警察しかなかつたときに、その国家警察、地方警察においてその国の全体において必要最小限度と考へられる武裝力がそこに配置されておつた場合、それから今日警察予備隊といふものができてそこに相当な武裝力を持たしている場合においては、やはりもう少し考へて頂く必要があるじやないかと思ふのです。只今の御説明で納得しないいふ点も少しその点について御研究願ひたいと思ひます。

それから仮に今の点はそれとして、次の第四の点として伺ひたいのは、警察官がああいうピストルを持つて行つて正しく行使しなければならなかつた事件が幾つあつたのかそれを伺ひたい。それからその次に伺ひたいのは、

交通巡査といふのですか、電車の交叉点で手を振り足を振つておられるあのお巡りさんがやはりピストルを下げておられるが、あのピストルを行使せざるを得ないような場合に正しく行使した事件が幾つおありになるのか、これを伺ひたいといふふうにお思ふのです。

それから特に前の場合に伺ひたいのは、勤務中ではなくて、何だか私は専門家でないから俗語で言いますが、下宿しているお巡りさんは寢ておるときにも自分の枕許にピストルを置いておるらしいのですが、そういうことをして

ておる必要が生じてこれを正しく行使したといふ事実があるならば、その事件が幾つあつたのかそれをお。それで三つになるわけです。一般に警察官が絶えずあのピストルを腰にしていなければならぬといふ場合に遭遇して、これを正しく行使した場合が幾つあるか。又特に勤務中のみならず家に帰つてまで、警察におるときは私は警察にピストルを置いておいたらいじやないか、それを一々家に持つて帰つて家でゆかたを着て飯を食つておるときにも傍に置いて直ちにそれを行使しなければならぬような場合があつてこれを正しく行使した件数が何件あつたか。最後に交通整理のお巡りさんが正しく行使しなければならぬ場合があつて正しく行使した場合が何件あつたか、それを伺ひたい。

○政府委員(加藤陽三君) 只今のお尋ねでございますが、正しく行使しなければならなかつたかどうか、行使した件数については調査がわかると思ひますけれども、正しく行使しなければならなかつたかどうかといふことについては調査が届いていないと思ふのでござ

います。又家に帰りましたも警察官にピストルを携帯いたさせておられますのは、いづつ非常の場合におきましても直ちに必要なる配置につき、勤務ができるといふことのために持たしておるのであります。交通巡査についても同様に考へておるのであります。今の正しく行使しなければならなかつた事件数といふのはちよつとわからないと思ひます。

○羽仁五郎君 わからないういといふふうにお考へてはどうか。○政府委員(加藤陽三君) わかればわかつた方が結構と思ひますが、なかなか調査がむずかしいので……○羽仁五郎君 交通巡査の場合には……○政府委員(加藤陽三君) 交通巡査の場合も今申上げましたように、必要な場合に他の必要な配置につき、勤務につき得るといふことのために持つておるのであります。

○羽仁五郎君 この点は非常に重要だと思ふので少し具体的に伺ひたい。武裝は警察法の全文に示されておるところの国民の自由の権利を侵害する虞れが多分にあるのだといふことは、十分御認識になつておることだと思ふのです。如何ですか、その点法務總裁なり何なりから。○國務大臣(大橋武夫君) 必要以上の武裝といふことになればこれは持つ必要はないと思ひますが、現在はこの程度の武裝は必要であるといふ考えの下に持たしておるわけでありませう。現在の程度の武裝といふものは職務を執行して参る上において警察官にとつては必要である、こういう見地から持たし

ておるわけでありませう。

○羽仁五郎君 それを判断するのは誰ですか。この程度の武器が必要にして最小限度である、国民の自由なる権利を侵害しないという判断をするのは誰ですか。

○国務大臣(大橋武夫君) これは法律によつて持たしてあるわけでありませう。

○羽仁五郎君 その法律を制定するのは誰ですか。

○国務大臣(大橋武夫君) これは国会において御制定になつておるのであります。

○羽仁五郎君 それを伺つて安心したのですが、それを国会が判断するためだけに今の資料を要求いたします。もう一遍念のために申し上げますが、警察法、それから警察官等職務執行法というのですか、で、我々は当時この法律が制定されるに反対意見を述べたので、法律を施行せられるときには、反対意見に聞くべきものがあるべきに十分これは施行せられる場合にお聞きになつて参考になられることだろうと私は確信いたしますが、警察官が拳銃を使用しなければならぬ場合であるというのを警察官が認定するようになつて、この警察官等職務執行法というのできておられます。ところが非常に大きい問題があると思つておられる。これは法務総裁も十分御了解になつておられると思つておられますが、警察官が拳銃を使用する場合、その判断を誤つておる事例が甚だ多いのです。例を挙げよとおつしやれば直ちに例を挙げますが、或いは法務委員会が調査しましたものの中にも静岡県で、この警察官等職務執行法に従えば、非常に重い罪を犯した前科が

あるか或いは現行犯であるかという場合に、逃走を防止するために発射することができるといふふうになつておるのに、前科もなければ又重大なる犯罪の、現行でもない人に向つて発射してこれを殺しておるといふ場合がある。

これについて我々が現地に持つて調べて見たところが、確かにその直接の監督者である警察署長も、この場合の判断が正当であつたといふふうにするとはできないといふふうになつておる。それから私は念のために、そういう重大な犯罪でも現行犯でもない、まあちよつとしたと太者程度のものであつて殺しちやつた、それで、殺した警察官に私が念のために質問してみたのです。つまりその人のお墓に一遍でも行つたことがあるかどうかといふことを聞いたところ、それは思つていない、気の毒なことをしたとは思つていない、自分の多少判断を誤つて一人の人を殺したのに、普通の人間で教養のある人間ならこれは誠に気の毒なことをした、法律では処罰はされないけれども併し人間として相済まんことをしたと言つて、それはお墓に行つて頭を垂れるくらい、そのくらいの人情を持つて欲しいと思つておられますが全然持つていない。私からお参りしましたかと言つたらお参りはしませんと言つて平気な顔をしておつた。これは非常に重大な問題であつて、只今の法律ではその警察官がこの場合に拳銃を使用する十分な根拠ありと判断して使用するといふのだけれども、これは極めて主観的な要素が強い。私どもは直接に反対をしたときに、これが客観的にそう認められる場合にどういふふうに思つて、客観的な要素をもう少し重く見て頂きた

いといふことだつたのだが、残念ながら多数で以て……この主観的な要因で以てこれが使用される場合には、必ず主観的な判断が正しかつたかどうかといふこともチェックする責任がその当局にあると私は考へるのです。それをチェックする責任がないといふふうにお考へになれば、どういふふうにお考へになるのか。個々の警察官が拳銃を使用した、その使用は十分なる根拠を持つていない、正当な使用であつたかどうかといふことを本人がそのとき使つただけでなしに、そのときの警察署長がそれについて判断するだけではない使用であつたか、ないかといふことを調査するチェックの責任を法務総裁なり、その責任者なりはお感じになつておられるのか。あると認めておられるのかないと認めておられるのか。

○国務大臣(大橋武夫君) 私は就任以來警察官のピストルの使用といふことにつきましては、これはその被害の及びますところ国民の基本的な権利に關係するところ非常に重大であります。それからこの使用が誤つて使用された場合には、それは回復すべからざる損失を生ずるものでございまして、これにつきましては、十分最小限度の必要の範囲にとどめるべきである、こういう根本的な考へを持つてこれらの治安に當つておるわけでありませう。今日の法制といたしましてはお話の通りに警察官等職務執行法におきまして武器の使用には一定の限度を設けておるのでございませうがこれは決してこの警察官の主観的判断のみによるという趣旨ではないのでございまして、警察官等職務執行法第七条「警察官等

は、犯人の逮捕若しくは逃走の防止、自己若しくは他人に対する防護又は公務執行に対する抵抗の抑止のため必要であると認める相当な理由のある場合においては、これはひとり主観的判断において相当な理由ありと認めるばかりでなく、これを相当な理由と認めるに於いて客観的な根拠がある場合、こゝういふ意味に解釈して規定したしておるわけでありませう。かような場合におきまして、武器を持ち得ると否とは、その事態に依り合理的に必要と判断される限度において武器を使用するわけにございませうから、嚴重に瀕りに亘らないように留意をして運用されておるものと期待をいたしておるのであります。併しなから往々にしてお示しの通り濫用に亘つたと認められる事態が発生したしておるのは極めて遺憾であります。これらの事案はいずれも檢察庁に送致せられまして法律上の手續に付せられる次第でございませうが、檢察庁におきましては特に慎重に取調をいたしまして、正当なる理由であるということが証明された場合にございましてはこれは当然不起訴になつておるのであります。併し多少なりとも濫用に亘つておるといふ疑いのあるものにつきましてはすべてこれを起訴いたしまして、そうして裁判所の公正な御判断に委ねるといふ態度をとつておる次第でございませう。

○羽仁五郎君 その点についてなお伺つておきたいのは、今のようなお答えであることは私も甚だ満足するところでありませうが、そうであるとするならば只今のお答えは、個々のケースにつき正当な使用であつたかとい

うことについては、そういうふうにして結果が出るということに満足することができると思つておられますが、併し最初に申上げた現在の警察官の武装が過剰なりや過剰でないかということに国会が判断するについては、個々のケースにつき不当なる使用であれば檢察当局がそれに対して処分をしておるというだけでなく、全国に亘つて全体において正当なる使用として行われたものがどれくらい、それから正当だと認める理由なくして不当に使用されたパーセンテージがどれくらいあるかといふことは、法務総裁なり警察の責任者なりはそういうことを感じておいでにならないとしても、国会はそれについて絶えず監視しておる必要があると私は思つておる。そうでない、この現在の武装が必要の限度を越えていないか越えておるかといふこともやはり我々の主観的判断になつてしまひませう。具体的に統計的な数字に基いてこれだけ正当に使用しなければならぬ場合があつたといふことであれば、これは確かに過剰ではないといふことになるし、正当に使用しなければならぬ場合が殆んど全然なかつたといふことになればこれはその必要がない、過剰であるといふふうになつておることが論理的なんです。ですから国会としては、この警察法を改正するといふ今の任務を良心に基いて遂行するために、現在の警察の機構において特にこの武装が過剰なりや過剰でないかといふことを判断するためには、正当の理由に基いて使用した件数が何件あるか、そうして不幸にして正当の理由に基かずして使用した件数が何件あるかといふことを伺つておかなければなら

ん。先ほどの御答弁では、例えば交通
巡査というのですか何というのです
か、あるいは方がやはりどういふ不
時
の必要があるかも知れないからビス
ト
ルを持つておるといふだけのお答
え
は、どういふ不時の必要があるか
も
知れないから機銃を持つておると
い
ふことにもなるのです。ですから
現
にこ
ういふ必要があつて、こつういふ
よ
うに
正
当に使用しなければならなかつた
と
い
ふ
事
実
を
我
々
の
前
に
出
し
て
下
さ
ら
な
け
れ
ば、
国
会
は
そ
れ
が
必
要
な
武
装
で
あ
る
か
な
い
か
と
い
う
こ
と
を
判
断
す
る
こ
と
が
で
き
な
い
。單
に
主
観
的
に
如
何
な
る
必
要
が
あ
る
か
も
知
れ
な
い
か
ら
と
い
う
の
だ
つ
て
よ
そ
へ
出
れ
ば、
ど
う
い
ふ
必
要
が
あ
る
か
も
知
れ
な
い
か
ら
一
万
円
持
つ
て
出
たら
よ
い
か、
或
い
は
千
円
持
つ
て
出
たら
よ
い
か、
ま
あ
余
計
持
つ
て
お
ら
れ
る
方
は
余
計
持
つ
て
出
る
か
ら
よ
い
で
し
よ
う
が、
一
年
を
通
じ
て
こ
れ
だ
け
の
金
が
必
要
が
あ
る
と
い
う
こ
と
で
も
個
人
の
場
合
に
は
そ
の
見
当
で
よ
ろ
し
い
け
れ
ど、
国
家
と
し
て
は
そ
の
見
当
で
は
な
く
し
て、
そ
の
必
要
に
応
じ
て
国
家
と
し
て
は
過
剰
な
武
装
で
あ
る
か、
必
要
な
武
装
で
あ
る
か、
過
剰
な
武
装
で
あ
る
か
ら
ば
国
民
の
基
本
的
人
権
を
侵
害
す
る
も
の
で
あ
る
と
見
な
れ
ば
な
ら
な
い
が、
先
の
御
答
弁
で
は
只
今
の
数
字
を
望
ま
し
い
と
い
う
こ
と
で
あ
り
ま
し
た
が、
我
々
と
し
て
は
そ
う
い
う
も
の
が
必
要
で
あ
り
ま
す
の
で
お
示
し
を
願
い
たい
と
思
い
ま
す。

○國務大臣(大橋武夫君) 御趣旨はよく了解いたしましたので、できるだけさやうな資料を集めるように努力いたします。併し何分にも全国に亘る多数の自治体警察を含んでありますので……。

○羽仁五郎君 国家警察だけで結構でございます。

○國務大臣(大橋武夫君) 国家警察だけならば割合に早いと思つておるのですが、できるだけ早く成るべく御要求を網羅するような資料を準備するように努力いたします。

○羽仁五郎君 その資料を拜見した上でなつてお伺いしたいと思つておるのですが、勿論フエアーな資料を出して頂くと思つておるのですが、つまりこれは今法務総裁は法務総裁のお立場としてばかりお考えになつておるのではなくて、第一流の政治家としてお考えになつておることだと思つておるのですが、警察を大きくささえておる国は守派にはならないです。そのために国民の人権が圧迫され侵害されれば実に惨めな国になつてしまふので、これは法務総裁のステイツマンとしての本意ではないと思つておるのです。ですから今の数字を拜見すれば事實は交通巡査があるのビストルを腰に下げておる必要があるとは私の直感では信じられないのです。そうしてあれがあるために交通整理の職務が円滑に行われるかない方が円滑に行われるか、いづれであるかといふことは、私は少くとも議論の余地があると思つておるのです。議論の余地がある場合には国会はそれを判断しなければならぬ。そのために必要な資料はやはり必要なんです。そうして若し法務総裁がステイツマンとして、この警察法を改正するときに、五千人なり何なり殖やす場合に、同時に現在の国家警察もビストルを下げておる必要はない、あの警察署にビストルを下げて置けばよろしい、殊に交通巡査はビストルを下げておる必要はないといふような改正をここへ出して来

られれば、国民の間に警察に対する信頼を高め民主警察の発展を著しく促進するといふことであるかも知れない。そうすれば我々国会はさういふ修正をなすべきであるといふように考へるのです。その意味で今の数字を是非拜見したいと思つておるのです。

それから第六に伺いたいのは、警察官の人員を殖やすこと、又機構を改正すること、のみならずその教育のレベルを高めること、且つ又決して過剰な武裝をさせないことといふような要件と並んで、それから又その配置を誤らないことといふようなことと並んで必要なことは、この警察官に対して警察官の職務を遂行するに足るだけの待遇をしておるかどうかといふことであると思つておるのです。この点について率直に申上げて人数を倍に殖やすことよりも待遇を今までの倍にした方がよいのではないかと世論が世間にあります。只今私の申上げておるこの七カ条の質問は、いづれも多くの国民の意見を聞いて国民が知りたいと思つておることを伺つておるのですからどうか、そのつもりでお聞き願ひたいのです。が、警察官の数を殖やすよりむしろその待遇をよくしてくれたい方がよいのではないかと、そうすれば一人の警察官の待遇で三人以上の能率が上がるのではないかと、いふ意見が随分民間にありま

不幸にして頻発しています。海上保安庁などの場合にもどこまで延びるのかわからないといふことを新聞は報道している。それから又特に国家警察においても、或いは新宿などの警察の腐敗について警視總監のお答えといふものも甚だ苦しいお答えではなかつたかといふふうにご心配してあります。それから又この地方自治体警察が腐敗しておる場合が非常に多いと思つておるのです。これらの原因の一つには、私は警察官の待遇が人たるにふさわしい待遇でない、警察官たるにふさわしくない待遇であるためにさういふ誘惑に乗り、さうして或いは汚職或いは腐敗といふことが起るのじやないか。さうして有刀者に対しては卑怯未練な臆病な態度をとつてさうして弱く民衆を守るためには少しも勇氣を持たないといふ、日本の旧来の強者には弱く、弱者に向つては強しいといふ実に男らしくない恥ずべき警察官の態度といふものがあるのじやないか。この点について私はこの五千人増員されるよりも待遇を改善した方がいんじやないかと思つておるのです。これらの点については法務総裁なり、そのほかのかたへはどういふふうにお考えになつておるのか。

○國務大臣(大橋武夫君) 公務員を徒らに増加するよりも待遇の改善によつて能率の向上を期したらどうか、このお考えにつきましても、私も原則的には全く同感に存する次第であります。但し御承知の通り国家地方警察の職員は国家公務員でございますので、この待遇の問題につきましてもおのずから他の公務員との釣合といふこともあるのでございまして、これだけを切離して取扱うといふことは困難な事情にあ

るわけでございます。政府といたしましては行政整理といふことと関連いたしましてやはり早い機会において公務員の待遇の問題を再検討する必要があります、こつういふ考えを持つておるのでございまして、その際におきましては当然警察官につきましても待遇の問題についての再検討を行つべきである、こつう考へております。

○羽仁五郎君 それでは只今のお答の趣旨に副うて、もう二つの点を伺つておきますが、国家公務員と照し合せていふお答えでありましたが、国家公務員の方は総理大臣も絶えず言われておるようによつて人員を整理して、さうしてこの待遇を改善したいといふことを言つておられますが、その際何故にこの警察方面だけにおいては五千人人数を殖やして待遇はそのまゝにして行くといふ方針をとられるのか。やはり国全体の方針で国家公務員について人員はできるだけ整理してさうして待遇をよくして行くといふお考えであるならば、この警察法においてもやはり人員を殖やすのじやない、むしろ減らしてさうして待遇を改善すべきであるといふふうにお考えになりませんか。

次に伺いたいのは、警察官が汚職或いはその他の不正行為を金銭上の理由から行なつた事件がどれくらいあるのか、さうしてそれが明らかにその待遇が不十分で生活ができないためにさういふことになつたといふ事實がどれほどあるのか、この問題についてどれほどの調査をなさつておるのか、さうしてその調査の結果があらば示して頂きたい。

○國務大臣(大橋武夫君) 一般に行政

整理をやつてそれによつて待遇の改善を図つて行くという、こういう方針をとる以上は、警察についてもやはり人員の整理というのを考えるべきである、それを逆に殖やすのは如何にも釣合ひがとれない話ではないかという御意見でございますが、この点は警察につきましては実は特殊の関係があるわけでございます、一般の行政事務につきましては統制の撤廃その他に応じまして相当減少の余地を生じつつある、こういう実情だと存じます。然るに警察官につきましては犯罪の増加によりましてなかく減少をするという事はできない。又国家地方警察の当初の定員を決定いたしましたる際、いろいろ考へて決定をされたと思つてございませぬが、その後警察民主化に伴います警察官の再教育等に即応いたしますために、常時二割以上の人員を再教育のためにとられるというような事態を生じておりました、現在の国家地方警察の配置といたしましては、絶えず二割以上のものが教育に持つて行かれてそのあとは補充ができませんという実情にあるわけでございます。そして現実に各警察署におきますその勤務の職場或いは駐在所等はその期間止むを得ず代りを置かずにそのまま埋めずに放置してある。従いまして、地方の駐在所等におきましては、その間止むを得ず警察官の不在中はその家族の者が代つて本署との事件についての取次をして窮状を糊塗しておるといふような実情でございます、とにかくいろいろ考へますに、これを整理をするどころか差当つてそれだけはどうしても殖やさないという今日治安の要請に応え得ない、こういう意味に

おきまして最小限度の増員をいたしたというわけでございます。勿論これにつきましては当初国家公安委員会におきましてはもう少し殖やしたいというふうな希望も強く述べられておつたのでございますが、政府の一般の行政整理というふうな考へ方と脱合せまして、合理的な根拠ある要求であるとは考へましたがその要求をできるだけ抑えてこの程度にとどめたいという次第でございます。

○羽仁五郎君 あとの方の点について。

○政府委員(齋藤昇君) 国家地方警察の警察官につきましては、汚職いわゆる贈賄といつたような事柄で事件を起しましたのはこの三年間に全く記憶がございませぬ。一件もないところで断言できるかどうか私疑問に思ひますけれども、私のみならずここにおります部長も記憶にないと言つておりますからさう御承知願ひたいと思ひます。(「そんなことは絶対にない」と呼ぶ者あり)

○羽仁五郎君 只今の御答弁が実に問題の真相を明らかにしておると思つております。法務総裁どうお考へになりますか。さつきから伺つておるのも私ほでさるだけ礼儀を守つて失礼なことには言ふまいと思つておるが、事実拳銃が正当に使用されたかといふ程度で調査を望ましいといふ程度で考へて、拳銃の使用を国会に対して御希望になつておる。それから今の御答弁、これはまあ僕がああいうふうな答弁でもしたのならば、いやしくも仮にも国家地方警察の長官という方があつて御答弁をされておる。これは委員各位が十分に考へて願ひたいといふ

うに思うことであります。(「その通り」と呼ぶ者あり)

○委員(岡本愛祐君) 各位に申し上げますが警視總監は参考人として来て頂いておるのであります。

○参考人(田中榮一君) 只今警視庁の管下の警察官で無銭飲食した罪がどれくらいあるか調べたものがあるかというお話でございますが、私は絶対にないとは申し上げないのであります。多数の警察官のことでございませぬから或いは不心得な警察官がございまして、業者に大衆御迷惑をかけた無銭飲食をしたというふうな事実があつたかと存じます。併しこれらにつきましてはその都度(「これは国会です」と呼ぶ者あり)事実を調査いたしましたしそれぞれ措置をいたしておると思つております。

○羽仁五郎君 私は実に感情的にならざるを得ないといふくらいに憤慨してあります、国民の代表の一人として、法務総裁もどういふお考へを持つておいでになるか。こういう方々と御一緒に、いやしくも我々の尊い憲法の下にできた警察法を実際その通り実行することができぬのか。国民の自由と安全を守るための民主警察といふものを遂行するのに、只今のような御答弁で国会が満足するといふふうにお考へになつておるかどうか。これは私は只今

の警察官の無銭飲食なんという問題には實際触れたくないのです。併し待遇が非常に悪ければそういうことが事実起るのです。我々は到る所でこういうことを聞きます、又見ます。警視總監も本心に良心をお持ちになるならば、私はそういうことをお聞きになつたことがあるだらうし、御覧になつたことがあるだらうと思つて、いつも私は警視總監に警視庁を外から御覧になつたことがあるかと言つて伺つたのです。どうか外から御覧になつて頂きたい。警察官の方からは御覧になると、そういうことは絶対にないとは申し上げかねるなんて、それはそうです。哲学的にいえば、併し問題は哲学的な議論じゃないのです。世間のほうから見れば、ないとは申し上げかねるけれどもなんという程度の問題かどうかという事は、あなた方が本心に一人の市民として生活をなさる、そういう気持でおありになるならば、私は全く違つて、御答弁があるだらうと思つて、少くともこの改正法律案を我々が審議するのにその材料は私は必要だと思ひます。委員の各位及び委員長の御判断に従つて、少くとも警視庁の管下において警察官が、そういう言葉を私に使うことは非常に遺憾といたしますけれども無銭飲食をした場合がありはしないかという問題について、調査の方法は私はあると思つております。警察官を侮辱することなく、警察官の威信を害することなく、近代的な合理的な調査を行う方法が今日の進歩した技術を以てなすことができると思つて、その調査はして頂きたいと思つております。そしてそれがその待遇改善のための方に予算を盛ることが必要か、それとも人間を殖や

す方が必要かということについての私は良心的な判断の基礎になるものだと思います。お笑ひになつて居る方がいるようですが私は良心に基いてそう言つて居るのです。實際暮せないような警察官を殖やしてそして無銭飲食をやるようなことがあつて、どうして民主警察の任務を果すことができませぬか。だから簡単に五千人殖やしたいとかいふような問題ではない。この無銭飲食が實際警視總監が今おつしやつたようにまま起るような程度ならば私は決して問題にしません。併しますます程度じやなくて必然的に起つて来るような理由があるならば、私は人数を殖やすよりも何らかの方法を講じて待遇を改善した方がよろしい。その判断をするための資料を是非見せて頂きたいと思ひます。

○國務大臣(大橋武夫君) 今羽仁委員から非常にお叱りをおこつたわけでございますが、現実の問題といたしまして警察官が汚職的行為がある、或いは職権の濫用をする、或いは一例として無銭遊興のことがある、こういうことはこれは必ずしも否定はできない事柄と存じます。但しこれがそれでは仮にあつた場合におきまして、それは待遇が特に悪からさういふことができておるかどうかといふことになりまして、これは必ずしもそれだけが唯一の理由であるとは言ひ得ないのではないかと申しますのは、警察官の給与といふものは、今日一般の公務員から比べますと決して特にならぬだけ待遇が悪いといふようなことはないわけでありまして、むしろ他の公務員のベースに比べますと多少特別な考慮によつて号俸も変えてあるわけ

でありませう。決して警察官だけが特に悪いという事は言ひ得ない、こう思ふのであります。

それから演職その他いろいろ不正についての調べでございますが、これは現に国家地方警察といたしましては、こういう事柄はどうしてもただそういう事件があつたというだけでなくあつたら恐らく問題となつて、そして適当な行政上或いは法律上の処分をいたすということになつておられるわけでありませう、その処分をなしたという事柄が、現在の国家地方警察の幹部がそういう事柄の記憶をいたしておられない、これも事実記憶をいたしておられないので記憶をしておられないとお答え申上げたと思ふのでありませう。それでは記憶をしておられないのは、これはそういうことは絶対にないからであるかという、これは本人からも申上げた通り絶対にないという保証はなし得ないだらう、こういう意味でございまして、ただこの際どのくらいあつたかという御質問でございますが、自然記憶をしておられないというお答えをいたしましたと思ふのでございませう。併し只今の羽仁委員のお話は非常に事をわけてのお話でございます、そういう事柄について監督的な立場にあるところの国家地方警察の幹部として、将来についてそうした事案の有無並びにどの程度あるかということについての概略或いはその内容等について十分調べをしてくれ、この調べをするのが将来の警察制度の改善という上から必要ではないか、こういう誠に事をわけたお話でございます、これはこれにつきましましては公安委員会の方に對しまして十分に御趣旨のあるところを伝えまして善処を要望いたしまして、できるだけ御趣旨に副うよう調査を得たいとかように考へておられるのでございませう。只今の問答を伺つておりましたところでは、多少羽仁委員の御理解になつたような悪意のある答弁或いは誠意のない答弁ということではなかつたかと思ひますので、十分国家公安委員としてはその職責から考へまして御趣旨のような調査はできるできないにかかわらずこれをなすために努力をする、そして必ず努力をすれば或る程度の調査はでき得る、こう私は考へますからそういう運びを取るようにいたしたいと思ひます。

○羽仁五郎君 只今の御答弁は甚だ私も幸いと申すところでありませうが、どうか私の申上げておられることは、憤慨したのは決して特定の個人に對して憤慨したのでなく、そういう問題がおかれておる現在の状況に對して客観的に憤慨せざるを得なかつたのでありませう、私の願うところは、警察官が本當に民主的な警察官として民衆の信頼を受けておられるその機能を十分に發揮するということにあるのであります。

今の御答弁で満足をいたしますが、この際なおもう一言付け加えておきたいのは、どうか近代的な調査をやつて頂きたいと思ふのであります。それで近代的な調査は今日の社会科学の進歩の上でいろいろの方法がございませうからそれを十分御研究になりまして、そして例えば旧式な古い形ですと、警察官のたにお前は無銭飲食をしたことか、お答えになります、これは近代的な調査の結果とは申せないのであります。それから又飲食店へ行つて警察官に無銭飲食をされたことがあるかというふうにお聞きになるとこれもないと答へます、これも近代的な調査ではないのです。問題は、その事実を警察官を侮辱することにもおそろしう又警察官の威信を害することにもならないで、そして客観的にこの事実を捕える方法があると思ふのです。そのどういふ方法をお探りになつてこれをおやりになるかということの御研究をできるだけ近い将来に願ひたいと思ひます。

最初に敗戦直後に日本の警察の民主化に盡力されようとしたこのバレンタインといわれたか、バレンタインといわれたか、この方との交渉の経過、そして又それが帰られる時にどういふ意見を残して行かれたのか、これをこの改正の際に参考にしたと思ひますので、これを伺つておきたいと思ふのです。若しそこにおありになるならば一応伺ひます。

○政府委員(加藤陽三君) 私から若干その間の事情を存しておりますから申上げます。バレンタイン氏はニューヨークの警視總監をやつていらつしやつた方でありまして、私の承知しておる範囲では、総司令部から委嘱を受けられたまはして日本の警察制度の改正のための調査においでになつたように私は承知しております。それでお帰りになります際に総司令部に對して報告をお出しになりました。その報告は先般地方行政委員の皆様方にお配りいたしました。逐条解説要旨だけを抜萃して載せてございませう。

○羽仁五郎君 今私が述べましたような、日本警察の民主化ということとはとてもできないという意見を懐いて帰られたという資料はお持ちありませんか。お持ちなければ私の方から持つて来ましようか。

○政府委員(加藤陽三君) 私の閉します限り承知いたしております。

○羽仁五郎君 確かにそういう意見を述べられたというところに我々国民としては非常に深い憂慮の念を持つたのであります。併し当局の方々がそういう資料を御覽にならない、又は御覽になつても何らの御感想がないということであるならば、それを我々の委員会における判断の材料とするだけであります。

この問題と関連して近代的な警察の観念では、この警察が対象となし得る犯罪というものはローカルなものであるという考へ方があります。これについて法務總監はどういふ考へを持っておられるか。即ち過去の時代においてはこの警察が対象とし得る犯罪というものが必ずしもローカルなものとは考へない、全国的なものをも警察の対象となし得るといふ考へ方が過去にはありました。過去と言つてもほんの六年ばかり前まではそういう考へ方がございました。で警察の力によつて一定の政治的主張を暴圧することができるといふような考へ方が六年前まではあつたのです。治安維持法がその根拠です。併し現在の考へ方によれば警察の対象となし得る犯罪というものはローカルなものである、全国的なもの、国民の間になんか動きがあるものはもはやこれは警察の対象ではなくして政策の対象です。ポリスの対象ではない、ポリティックスの対象である。これは政治的にその原因が除去されなければ決して解決されるものではない、ということは、現代の警察に関する理論の明らかにしておられるのであります。この点について併しこの現在の警察法の改正の際にどういふ考への上に立つておられるか、これを伺ひたいのであります。

○國務大臣(大橋武夫君) 警察につきましてはすでに警察法の第一条に明らかにされております通り、警察というものは国民の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の捜査、被疑者の逮捕及び公安の維持に當ることがその趣旨

である、こういうことになつておるの
であります。これ以上に国内の世論を
動かすとか或いはあらゆる制度につ
いての改革の空気を作り出すとか、そ
ういつた事柄はお説の通りこれは警察の
任務を越えたものと考えております。

で、戦争前の警察におきましても警察
本来の仕事というものはやはりかよう
な消極的な面に限られておつたもので
あります。併し、この当時、丁度国防上の必要といふことがあらゆる
政策の基礎、原動力となつたように、
警察官僚の治安上の必要といふ、こ
ういふことを根拠といたしまして一
方、この意見を相当政策を動かす力があつ
た、こゝろ、これはいわゆる警察国家的な
あり方として、現在の警察法におい
ては、これは改正に際しましては飽くま
で堅持せられておるといふ考えでござ
います。

○羽仁五郎君 私まだこれらの点につ
いて多くを伺いたいと思うのですが時
間の都合等もあることとございませ
うから、この連合の委員会を更にお開
きを下さることができたら、本日は
この程度で以て次回に譲らして頂き
たいと思つております。

○委員長(岡本愛祐君) 羽仁君に申上
げますが、法務委員長とも相談して
おりますが、もう二回開きました。
この前は法務委員も出席がなかつた
ので、一日空費してしまつたという事
情で、もう御承知の通り会期も幾ばくも
ありませんので我々の審議も急がな
ければならないという関係で今日一日に

して頂きたい。
○羽仁五郎君 そうすると大分遅く
でかかると思つておりますが。
○委員長(岡本愛祐君) まあ成るべく
簡単にお願ひいたします。

(相馬助治君発言の許可を求めむ)
○委員長(岡本愛祐君) 議事進行で
す。○相馬助治君 議事進行です。只今羽
仁委員からこの連合の委員会をもつ
回数と殖やしてやつて欲しいといふこ
とに對して、委員長から速断的にこれ
をお断りするやうな意見が出ておりま
すが、この警察法の一部改正というこ
とは実に大きな問題であつて、單に警
察法云々の問題でなくて警察の問題は
国の性格の問題に響くこととございま
すし、且つ又この重要な法律案が地方
行政委員会だけに付託されておるとい
うことについては相当のこと自身に
も問題があるかと私は考えておるので
ございませう。そういうやうな意味で特
に法務委員会の委員の希望とございま
すので、是非とも今の羽仁委員の動
議を委員長は取上げられてその希望を
行政委員として委員長に希望いたしま
す。

○委員長(岡本愛祐君) 相馬君に申上
げます。この警察法につきまして法務
委員会から連合審査をお申込になつ
たときに地方行政委員会が皆さんにお
諮りをいたしました。そのときに小笠
原委員から御発言がありまして、こ
前の地方公務員法案の場合のこととあ
るから成るべく連合委員会はそう長く
やらぬで欲しいという動議が出てお
ります。皆さんそれは御承知の通り
であります。そこで法務委員長とも御

相談をしまして、そして大体二日ぐ
らいにしましてこの間も開きそれから
又今日も開いておるのであります。か
ら、今日は御幸抱して頂いてもう少し
続けてやつて頂きたいと思つてござ
います。
(異議なしと呼ぶ者あり)
○相馬助治君 これはちよつと速記を
とめて頂きたいのです。
○委員長(岡本愛祐君) 速記をとめて
下さい。
(速記中止)
○委員長(岡本愛祐君) では速記を初
めて下さい。

○吉川末次郎君 相馬さんのお申出も
羽仁さんのお申出も承りましたが、
前にそういう連合委員会について議決
があつたかどうか私よく記憶いたして
おりませんが速記に残つておるだろ
うと思つております。併し委員長がおつしや
つたことも私は相当道理があると思わ
れる。それでどうしたらどうでしょう
か。羽仁さんはまだいろいろ質問した
いとおつしやるのですが、相馬さんが
おつしやる通りこれは非常に重大な法
案ですから十分に我々は慎重に審議し
なければならぬと思つて、地方行政
委員以外のかたで御意見のある方に
は残るところなく十分にその御意見を
吐露して頂くということが我々も又望
むところなんです。併し連合委員
会についてはそういう議決がありまし
たら、委員以外の議員といへども隨意
出席してその意見を述べるといふこと
は国会法上許されておることなんです
ありますから、今日は委員長がおつしや
る通りにできるだけ言わんとせられる
ところは言うて頂いて、なお後日申述
べたいと思つておられる点は、地方
行政委員会が開かれたときに羽仁委

員が更に重ねて御出席になつて、そ
うして特に委員長の許可を求めて御登
言になるという場合には、我々も勿論賛
成でありますからそういうふうに取運
んだら如何かと思つております。
それからなお先ほど羽仁委員からニ
ューヨークの警視總監でありますか、
パレンタインとか何とかいふ人の調査
報告等についての御発言がありました
が、この警察法が制定されたときには
私が委員長をいたしておりました若
千の記憶も今日なお持つておるので
ありますが、この加藤陽三君の図書の中
に集録されておりました以外に、アメ
リカから参りましたアメリカの警察行
政のエクスパートのいろいろの言は
それぞれ翻譯されて活版に附されて
その当時の委員に配付され私も今日
なお保存いたしておると思つてござ
います。併し、その加藤君の図書に
集録されておるもの以外に、その他
のものがあつたということ、又御必要
があれば羽仁君が更にこれ以外の
資料を御覧になる御機会もおあり
することだらうと私は思つてござ
います。それから日本タイムスの記事
と御話になりましたが、これは羽仁君
非常に御記憶がよいことだらうと思
つて、併しそういう新聞記事の記憶
といふものはもう大分年月がたつて
おりますから、必ずしも羽仁君が
お言ひになつた通りであるかどうか
はわかりませんが、我々が参考になる
ような資料があつたならば羽仁君
の方でそれを御提出になつて我々の
参考にして頂ければ大変結構であ
りますし、併し新聞のインタビュー
などは与太なものもあるものであ
りますから、そのパレンタイン
氏の言として我々が第一に資料

として取上げるべきものは、オフィ
シャルにその人がマツカーサー元帥
に提出されたところのレポートであ
るか或いはその翻譯であるとかい
ふようなものが、私は權威あるもの
として我々が資料にすべきものであ
つて、数年前の單なる新聞記者との
インタビューの而も印象のヴェイグ
になつておるものも直ちに取上げる
といふことは少し不正確じやないか
と思つて、極めて信憑すべきもので
あつたらばどうぞ羽仁君からこの際
出して頂くといふふうに委員長から
お取計らい願ひたいと思つてござ
います。

それと今の羽仁君の質問の続行に
ついては、私はそのようにして頂く
のが妥当じやないかと思つて、所見
を申上げたのであります。
○相馬助治君 私は続行したいとい
ふ羽仁さんの動議に賛成してござ
います。今吉川委員の発言はそれを
修正して、続行は打切るけれども地方
行政委員会に羽仁委員が個人的に
希望ならば出て意見を述べよとい
ふことですが、それは羽仁さんは
言ひたいことが言へるから内容的
には何ら変らないやうであるけれ
ども美談問題として私はそれは大
いに變つておると思つて、それで
先ほどの羽仁委員の動議に私は
賛成してもう一回お聞きして意見を
附加して申します。

第一、この連合委員会は幾日とい
ふことに理事会で決定したのか正式
に、それを第一委員長にお伺ひいた
します。それから第二点はこの問題
について法務委員会の委員長はど
ういふふうにか考へておられるか
。法務委員会の委員長もこれで打
切ることを差支なしといふならば
又この問題は別であると

と申す。それと今、この連合委員
会が幾日開くか、これは羽仁委員
の御承知のとおりでございます。併
し、この連合委員会の委員は、今
回は、法務委員、公安委員、地方
行政委員、教育委員、労働委員、
農林委員、衛生委員、社会委員、
文化委員、青年委員、婦人委員、
児童委員、老人委員、障害者委員、
外国人委員、その他委員、計二十
九委員でございます。併し、この
連合委員会の委員は、今回は、法
務委員、公安委員、地方行政委員、
教育委員、労働委員、農林委員、
衛生委員、社会委員、文化委員、
青年委員、婦人委員、児童委員、
老人委員、障害者委員、外国人委
員、その他委員、計二十九委員で
ございます。併し、この連合委員
会の委員は、今回は、法務委員、
公安委員、地方行政委員、教育委
員、労働委員、農林委員、衛生委
員、社会委員、文化委員、青年委
員、婦人委員、児童委員、老人委
員、障害者委員、外国人委員、其
他委員、計二十九委員でございま
す。併し、この連合委員会の委員
は、今回は、法務委員、公安委員、
地方行政委員、教育委員、労働委
員、農林委員、衛生委員、社会委
員、文化委員、青年委員、婦人委
員、児童委員、老人委員、障害者
委員、外国人委員、その他委員、
計二十九委員でございませう。

思います。併し私は本法案は極めて重大であるという点に鑑みまして是非とも円満を期する上からも、私自身が岡本委員長に対して比類なきまじめさを以て今日まで議事進行に協力しているものであります。そういう意味を以て私は羽仁さんの意見に賛成して、もう一日でもよろしいからこの連合委員会を持つて欲しい、こういうふうに希望いたします。

○中田吉雄君 たとえこの連合委員会で二日となつておりましたが、それは羽仁委員がエッセンシャルに本質的に諸問題をいろいろ質問しておられましたが、それに対する完全な回答があつて初めて私はそういうことを是認してもいいと思ひますが、調査を待たねばわからない、いろいろ調査して回答するというようなことを以て見ましても、私はどういたしまして連合委員会を開くべきだ、又法務委員と相談されて善処するようにされるのが、地方行政委員会の委員長としての私は責務であらうと思ひますので、その点を申上げまして相馬君の動議に賛成するものであります。

○鈴木安孝君 最初法務委員会におきまして警察法の連合委員会を開くことに申出をいたしました際に、岡本委員長から、この警察法については会期も切迫していることであるし成るべく早く議事を進めたいからして、どの程度の法務委員会の希望であるかというふうなことのお話がありまして、法務委員会のほうにお諮りをいたしましたところ、その当時におきましては二回も開いたならばそれで我々の質問も終るだらうということ、実は何日までということはありませんでしたけれど

も成るべく早く連合委員会を閉じるといふようなことで、その御承諾を得て連合委員会を開いたのであります。その後連合委員会を開きました第一回の際に丁度質問のありました伊藤委員、鬼丸委員が出席をいたされたいために、そのときにはつい連合委員会を開くことができなかつたような、質問のできないような事情になつたのであります。そうして今日に至つたのであります。今日はその当時申出のありました鬼丸委員から先刻質問があつたような次第であります。続いて須藤委員、羽仁委員から質問が続けられたのであります。この御両君からは、実は質問があるということは委員長の私の方でも承知しないでおつたような次第であります。最初の連合委員会を開くことの申入をいたしました際には大体二日間くらいで法務委員のほうの質問は終るというふうなことで、今日を以て大体この委員会を閉じるといふようなことを岡本委員長のほうにも申上げておつたのであります。そういう次第であります。只今吉川理事の提案されたようなことにおきめになつた方がよからうかと私考えます。

○羽仁五郎君 誠に御尤ものことであり且つ委員会の進行については全く両委員長の御判断にお任せをいたすつもりであります。且つ又皆さん先輩各位の質問を拜聴して恐らく満足し得るものと考へておつたのでございませうけれども、只今いろいろ伺いました間にも各委員がお聞き下さいましたように、私の質問に対して勿論非常に手数のかかるお答えなり御調査なりというもので私は待つつもりはないのであります。けれども、併し直ちに材料を頂戴してそれによつて満足し或いはそれによつて又伺いたいということもあると思ひますが、進行上甚だ恐縮でありますけれども願えれば更に次回も一回だけ先ほどのお話で委員外発言ということもございませうけれども、併し法務委員会との連合委員会の席上においてお尋ねをしたいというふうなことを考へておりますので、どうか……

○委員長(岡本愛祐君) 各位に申し上げます。連合委員会を開くや否やというのは地方行政委員会の決定でございますから連合委員会ではないたさな筋合でございます。それでいざれ連合委員会を閉じましてそうして地方行政委員会を開きますからその際皆さんにお諮りをして決定したいと思ひます。なお……

○相馬助治君 それは少し話が変です。ね。羽仁さんは、遅くなるけれどもこれで打切られるならばやる、そういう言葉で言つておられないが、病氣されても倒れるまでやるという熱意を含めたような意味で遅くまでやると言つておる。この連合委員会を一時休憩して地方行政委員だけできめなくちやならないとするならばそこできめて、何分の回答を羽仁さんに与える必要があるかと思ふ。さようお取計下さい。

○委員長(岡本愛祐君) 羽仁さんに申し上げます。若し今日やつて頂くということになればおやりになりますか。○須藤五郎君 先ほど鬼丸さんが質問なすつた中でも慎重によく調べて答弁して貰いたいという条項もあつたし、それから伊藤委員の質問がまだ残つておるに思ふので、伊藤さんが質問していいというふうな話。しますから、もう一日延ばしてほしいと私たちは考へるわけでありませう。

○委員長(岡本愛祐君) 御希望は承わつておきます。ただ鬼丸君は委員長から答弁を促して速記に明らかにとどめて置いて貰えればいい、こういう御傳言で帰られました。なお伊藤君はこの前の連合委員会のときもお出にならなかつたので出にならないのですからいつまで待つておられるわけにも行かない、こういう事情でございます。なお、先ほど鈴木委員長からこの前の委員会を開かなかつたというお話でしたけれども、開いたのです。開きまして法務委員会から御質問がなかつたから、連合委員会のままで地方行政委員会委員の人が長時間に亘つて質問した、こういう事情でありますから御了承願つて置きます。

○委員長(岡本愛祐君) 休憩前に引続き連合委員会を開きます。只今相馬君、中田君から御発言がございました。羽仁君からの御要求のもう一度連合委員会を開いてくれというお申出、これを地方行政委員会の方では受け入れることにいたしました。資料が全部揃いませんでも多少揃いましたら時を見計らいまして二時間くらい程度で委員会を開くことにいたします。それで一回限りで御勘弁を願ひたいと思ひます。御了承願ひます。なお羽仁君に対する答弁が一つ残つておりますから答弁を許したいと存じます。基本的人権に関する問題の、部長が来ております。

午後四時五十九分開会
○委員長(岡本愛祐君) 休憩前に引続き連合委員会を開きます。只今相馬君、中田君から御発言がございました。羽仁君からの御要求のもう一度連合委員会を開いてくれというお申出、これを地方行政委員会の方では受け入れることにいたしました。資料が全部揃いませんでも多少揃いましたら時を見計らいまして二時間くらい程度で委員会を開くことにいたします。それで一回限りで御勘弁を願ひたいと思ひます。御了承願ひます。なお羽仁君に対する答弁が一つ残つておりますから答弁を許したいと存じます。基本的人権に関する問題の、部長が来ております。

○政府委員(中川淳君) 基本的人権に關連いたしました警察官の教養に關するお尋ねがありましたので、私から現在の教養の内容につきまして御説明を申し上げます。
新しい民主的な警察になりますために現在警察におきましては警察官の教養を非常に重視いたしております。その機構におきましても府県の警察学校、管区警察学校、警察学校の大学、非常に充実したものを持つておられて、殊に本科、正科、或いは専科というふうな各種の科目をおきまして、現在におきまして初めて警察官になります者の教育といたしまして初任教育六カ月、それから巡査部長から警部補になります者、それから警部補から警部になります者はそれぞれ管区学校、警察大学等におきまして同じく六カ月の教養を受けることになつております。そのほかに警視以下で国警の全警察官は毎年一回三週間乃至五週間の現任教養を管区学校、或いは警察大学校で受けることになつております。更にそのほかに刑事専科、或いは教養専科であるとか、或いは警備専科であるとか、それらの専門の研究をいたすために六カ月乃至二カ月の専科教育を実施いたしております。これらの大部分は自治体警察の警察吏員も一緒に教養をいたしているものであります。

学校における教科目を言えというお話であつたようでありますが、先ず府県の警察学校におきまして実施いたしまする六カ月間の初任科教養、初めて警察官となる者のための教養を申し上げます。
○羽仁五郎君 それは何か印刷したものがありませんか。

○政府委員(中川淳君) ございます。
○羽仁五郎君 それをあとで頂いて拜見いたします。

○政府委員(中川淳君) 科目は今お申出がありましたから印刷したものを別に差上げます。その科目のうちで基本的人権の尊重について如何ような指導をしていかうかという御趣旨のお尋ねだつたと思いますが、やはり警察におきましては警察官の思想を中心の教育といふことが大事だ、これは訓育という言葉で私ども実施いたしておりますが、例えば先ほど申し上げました初任科の初めて警察官になる者のための訓育といはしましては、警察官としての信念、職責の自覚、公衆の接遇、品位の保持、規律の厳守、民主主義の原理、こいうような物の考え方の基調につきましての指導を六カ月間のうち三十六時間やっております。そのほかいろいろ消防、警務、警邏、刑事各種の実務の部門がございますが、御承知の通り現在におきましては、警察官といはしまして当然学ばなければならぬ日本国憲法、或いは刑法、刑事訴訟法、警察官等職務執行法、その他一切の法律におきまして基本的の人権の尊重といふことがやはり基調になつておりますので、それらの基礎法学の修習に對ししても十分に基本的人権の尊重といふことが教えられるわけでありませう。私どもといたしましては今日の警察官が文字通りの意味の民衆のための公僕である、その公僕精神に徹することが最も肝要であると存じまして、先ほど申しました訓育における課目を主として他の課目を従つていたしまして、それらのすべての機会におきまして警察官の教官或いは部外の講師を求めまして、さまざまの角度からこの民主主義的なものの考え方を徹底するといふことに努めております。なお科外教育といはしまして各界の方、文化面の方、或いは宗教界の方、或いは芸術界の方、さういふような方に夜間などおいで頂きますと、さうした面から民衆的な情操の陶冶といふことにつきまして、急激に古い警察官の頭が直ちに変わつて参るといふことを期待することも間違ひとは存じますが、とにかく警察官の頭脳といふものがさうした教養を通じましてだん／＼と民主化いたしつゝあるといふことを信じている次第であります。

○羽仁五郎君 先ほどの委員長の御決定に従つて私の残余の質疑は次回に譲らせて頂きます。只今の点について御説明の範囲はよく承りました。ところが、私の主として伺いたかつたところは、さういふ教育の結果が現実の警察官に現在どういふふうになつておるか、これは警察官全員についてお調べになることは非常にお大変だと思はれども、或る特定のランダムなり或いは何なりで特定パーセンテージの上だけでも、その基本的人権といふものについてさういふ教育を受けた結果どの程度の認識を持つておられるかといふその事実の方も伺いたいといふふうな思つておられるのです。これはあらゆる近代的に進歩した学校教育においては絶えずさういふことが行われております。さうして警察学校などにおいても必ずや近代の最も進歩した教育、學術的及びその専門家の意見を参考にしつつその学校をやつておられるものだと私は信じておりますから、従つてさういふ結果の調査も絶えず行われているものと思はれます。昔のように一方的にただ教え込めば皆がそれを行なつていくのだといふふうな考え方の学校は民衆的な学校ではないといふことは申上げるまでもありません。従つてその結果がどういふことになつて現れているかといふことも伺いたいと思はれます。それからなお念のために伺つておきたいと思はれますが、例えば文学といふふうなものについて現代の警察学校ではどういふふうにお考えになつておるか。正科にお入れになつておるか、或いは専科にお入れになつておるか、或いはその夜間の講話程度でお考えになつておるか。それから警察官はさういふものを読んでいるかといふ調査をなさつたことがあるか、読んでおられるものが基本的人権を理解させる、又はそれを進めるような読書をやつておるか。それと単に法律の条文の末節に拘泥するやうな、さういふ雑誌とか或いは極めて低級な読物が多いのか。さういふ点についても十分関心がおありになることと確信いたしますのでそれもお示し願ひたいと思はれます。

○吉川末次郎君 議事進行について、今日は非常に時間も過ぎたやうであります。なお議案について御審議を願ひたいものが委員長の手許にあるやうであります。それでこの改正案に対する審議につきましては、先ほど大体おきめを願ひましたやうに法務委員会との連合委員会を更に一度お聞きを願ひまして、羽仁委員の質問及び応答を續行して頂き、なお法務委員のほうで伊藤修君等も申出があるやうであります。御希望の方がありますならば

是非御臨席願つて意見を開陳して頂いて、我々が議決に際して重要な参考になることができるやうにして頂きたいと思つております。それでさういふに議事をお運びを願ひたいと思つております。

なおこの機会に委員長に希望いたしておきたいことは、この法案はたびたび今日までに私も申しておりますやうに、今期国会におけるところの最も重要なところの法案でありまして、この法案を如何に国会が議定するかといふことにつきましては国民環視の標的になつておられるのであります。

この法案それ自身が警察制度の改正として重大性を持つばかりでなく、却つて私も申しましたやうにいよいよ吉田内閣の世間の俗語を以てすれば反動革命の先駆であるといふ意味において政治的の重大性を合せて有しておるのでありますから、このやうな重大な意味を持つたところの警察制度の改正案を会期切迫せるところの閉会まぎわにおいて政府が我々に提案されたといふことにつきましては、甚だ我々は審議の上におきまして、政治的な見地から不満足に考へておるものであるといふことは先に申した通りであります。それでどうぞ委員長におきましてはただ政府の意を迎えて、審議が不十分であるにもかかわらず最後の結論を出すといふことに、時間的にしきりにお急ぎになるやうなやうなことの絶対にならないやうに、どのようなことになりましても十分の審議が盡され、十分の民意が国会に反映することができるといふ議事の取運び方を御努力して頂きたいといふことをこの機会に合せて希望いたしまして、本日はこの法案に対すると

ころの議事はこれをもつて切切つて、さうしてなお先刻来今日の予定の審議議案になつております地方自治法の一部改正案、即ち東京都の部局の改正に關する法案につきまして東京都からその係の吏員の方が参考人として出席して待ちうけていられるやうでありますから、それに対する討論採決等は後日のことといたしまして、改正を要求しておるところの東京都の立場だけをこの機会に、大した時間はかからなと思はれますから聞かせてもらつていふやうなこともつて本日は、まあこれは連合委員の後であります。が混線しました。地方行政委員会だけであります。が、このやうに一つ委員長において議事の取運び方をお願いいたしたいと思はれます。

○委員長(岡本愛祐君) お諮りいたします。吉川君から今日はこの程度で連合委員会を散会したらという御動議がございましたが御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ぶ者あり〕

○委員長(岡本愛祐君) それでは散会いたします。

午後五時十三分散会
出席者は左の通り。

地方行政委員
委員長 岡本 愛祐君
理事 吉川末次郎君
委員 石村 幸作君
岩沢 忠恭君
安井 謙君
高橋進太郎君
相馬 助治君
中田 吉雄君

法務委員

西郷吉之助君
石川 清一君

委員長

鈴木 安孝君

理事

鬼丸 義齊君

委員

北村 一男君
左藤 義詮君
齋 武雄君
羽仁 五郎君
須藤 五郎君

國務大臣

法務總裁 大橋 武夫君

政府委員

国家地方警察本部長官 齋藤 昇君

国家地方警察本部總務部長 加藤 陽三君

国家地方警察本部刑事部長 武藤 文雄君

国家地方警察本部警務部長 中川 淳君

事務局側

常任委員 會專門員 福永與一郎君

常任委員 會專門員 武井 群嗣君

常任委員 會專門員 長谷川 宏君

参考人

警視總監 田中 榮一君